

官報

号外 平成二十二年四月二十七日

○第七十四回国会 衆議院会議録 第二十六号

平成二十二年四月二十七日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等
の一部を改正する法律案(内閣提出)
放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の
趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

○高山智司君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、参議院送付、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 高山智司君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○議長(横路孝弘君) 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長滝実君。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔滝実君登壇〕

○滝実君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における人を死亡させた犯罪をめぐる諸事情にかんがみ、これらの犯罪に対する適正な公訴権の行使を図るため、これらの犯罪のうち、法定刑に死刑が定められているものについては公訴時効の対象から除外し、法定刑に懲役または禁錮が定められているものについては公訴時効期間を延長するものであります。

なお、この改正については、その施行前に犯した罪であつて、その施行の際公訴時効が完成していないものについても適用することとしたしております。

また、刑の時効等についても所要の改正を行うものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月十四日本委員会に付託され、十六日千葉法務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日質疑に入りました。二十三日には参考人から意見を聴取し、本日は質疑を終局し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、本案は

○高山智司君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 高山智司君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長長川内博史君。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔川内博史君登壇〕

○川内博史君 たいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅵの改正に対応するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、他のタンカーとの間におけるばら積み荷物の積みかえを行う一定のタンカーに、船舶間貨物油積替作業手引書の作成及び備え置きまたは掲示を義務づけるとともに、当該貨物油の積みかえの際の事前通報を義務づける等、船舶からの油の排出による海洋汚染を防止するための規制を強化すること、

第二に、窒素酸化物の放出規制の対象となる原動機の範囲を拡大する等、船舶からの排出ガスの放出による大気汚染の防止のために、窒素酸化物、硫黄酸化物等の放出に係る規制を強化することなどであります。

本案は、去る四月二十日本委員会に付託され、二十一日前原国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十三日より質疑に入り、本日質疑終了後、採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(横路孝弘君) この際、内閣提出、放送法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。総務大臣原口一博君。

〔原口一博君登壇〕

○国務大臣(原口一博君) 放送法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理合理化を図るため、各種放送形態に係る制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度について所要の改正を行う必要がございます。

これらが、今般、法律案を提出した理由でございます。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、放送に係る制度の整理合理化を図るため、放送関連の四つの法律を一つに統合するとともに、放送を基幹放送と一般放送に区分し、放送の業務の参入について、基幹放送は認定、一般放

送は登録するとともに、放送の業務と電気通信設備の設置、運用を一の者で行うことも、それぞれを別の者が担うことも選択可能にする一方、地上放送において放送の業務と無線局の設置、運用を一の者が行う場合には、無線局の免許のみで足りる現行の制度も併存させることとしております。

第二に、放送の多元性、多様性等を確保するため、基幹放送について、いわゆるマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化し、複数の基幹放送事業者への出資に関して、一定の範囲内において定める水準を超えないことを原則とする事としております。

第三に、放送については、このほかに、設備の維持、重大事故が発生した場合の報告、放送番組の種別の公表、有料放送の提供条件の説明、再放送同意をめぐる紛争に係る電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁等に関する規定を整備することとしております。

第四に、電波利用に係る制度の合理化、弾力化を図るため、主たる目的に支障のない範囲で、一つの無線局を通信及び放送の双方の目的に利用することが可能となるよう、無線局の免許及び目的変更の許可に関する規定を整備するとともに、免許を要しない無線局の空中線電力の上限の見直し、携帯電話基地局の免許の包括化、電波監理審議会による意見の聴取等に関する規定を整備することとしております。

第五に、電気通信事業に係る制度の整理合理化を図るため、いわゆるコンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間における電気通信業務の提

供をめぐる紛争等に係る電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続会計に関する規定を整備するとともに、有線放送電話に関する法律の廃止及びこれに伴う規定の整備等を行うこととしております。

第六に、附則において、政府は、この法律の施行後三年以内に、表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための制度のあり方について、放送の健全な発達を図り、国民にその効用をもたらすことを保障する観点から、新聞社、通信社その他のニュースまたは情報の頒布を業とする事業者と基幹放送事業者との関係、いわゆるクロスメディア所有規制のあり方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、電気通信紛争処理委員会の委員の任命に関する改正規定等は公布の日から、電波監理審議会による意見の聴取に関する改正規定等は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、免許を要しない無線局に関する改正規定等は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

の趣旨説明に対する質疑

○議長(横路孝弘君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。永江孝子さん。

(永江孝子君登壇)

○永江孝子君 民主党の永江孝子でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました政府提出の放送法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

(拍手)

私は、愛媛県にあるローカル放送局で二十五年間働いてまいりました。畑で農作業をしているおじいちゃんやおばあちゃんに、ことしのできはどんなですかとお尋ねしたり、町工場の職人さん、経営者の方々に物づくりの御苦労を伺ったりする取材の日々の中でも、胸には、地域の放送は地域固有の文化を守る仕事だとの使命感を抱いてまいりました。あわせて、放送は国民の知る権利に奉仕する仕事だとの誇りも持っていました。

きょうは、その延長線上としてこの場に立たせていただいております。

この法律案は、一般には余り耳なじみがないかもしれませんが、通信・放送の世界のルールであり、このルールが適正かつ合理的であることで通信・放送があるべき姿を保つことができ、国民の皆様が知る権利が守られると考えます。そして、理にかなった改正は、現政権が進める地域主権にも資するものと信じております。

二十一世紀に入り、通信・放送の技術は日進月歩のスピードで発展し、私たちの生活は飛躍的に

便利になりました。また、通信のブロードバンド化、放送のデジタル化が進み、通信・放送の垣根が低くなり、放送波、携帯電話、ケーブルなどを通じて、受信者にとつては、テレビ、携帯、コンピュータでほぼ同様のコンテンツを受信することが容易になってきました。

民主党は、このような通信と放送の融合が急速に進展してきた現実を踏まえ、既存の通信・放送に関する法体系の総合的な見直しが必要であると訴えてきました。

このたび提出された放送法等の一部を改正する法律案は、まさに、このところの通信と放送の融合、さらに、将来の技術革新を見据えて、現実におくれをとつていた法体系の必要な整理合理化を図ったものです。

そこで、最初に、原口総務大臣にお尋ねいたします。

今回の放送法等の一部を改正する法律案により、通信と放送の総合的な見直しを行った背景や目的を具体的に示してください。

本改正の目玉は、放送に関する制度を整理し、放送形態別に四本の法律に分かれていたものを一本の法律に統合したこととです。そして、放送について、基幹放送と一般放送という区分を設けました。すべての放送について、現放送法の根幹である番組編集の自由が確保されている一方、従来どおり、放送法で求められてきた自主的な番組規律の適用を求めています。

公共の電波を預かる放送事業者は、公共の福祉に寄与することが求められる一方で、あくまでその検証作業は、表現の自由が脅かされるおそれが

ないように、政府の関与を避け、自主自律が貫かれることが重要と考えます。

今回の改正では、電波監理審議会がみずから調査審議し、総務大臣に建議することができる内容が盛り込まれています。これは、民意を反映した国会同意人事で選任される有識者の皆様に、第三者的な立場から政府の放送行政に対するチェックをしていたら、公権力の介入から言論、放送の自由を守ることを目的としたものと理解しますが、この権限が個別具体的な放送番組を調査審議することにつながるのか、懸念する向きもあります。

そこで、原口総務大臣にお伺いします。

テレビによる基幹放送については、原則、従来どおり、番組調和原則等の適用に加え、新たに、放送番組の種別を区分する基準とその種別を公表するよう求めています。その理由をお答えください。あわせて、電波監理審議会の権限についてのお考えをお聞かせください。

次に、基幹放送のハードとソフトの分離についてお尋ねいたします。

本改正では、基幹放送について、無線局の設置、運用、いわゆるハードの業務のみを行う者と、ソフト部分である放送の業務のみを行う者とを分離できるような制度を導入し、手続も事業内容に応じて簡素化を図っています。これにより、放送事業者が、ハード・ソフト事業を一体的に行うことも、それらを別に行うことも、どちらも選択できるようになり、経営の柔軟性が増します。

原口総務大臣にお尋ねします。

この措置は放送業界にどのような利点をもたらすのか、お答えください。

次に、マスメディア集中排除原則についてお尋ねいたします。

マスメディア集中排除原則は、放送の多元性、多様性を確保する重要な原則です。ところが、今までは、マスメディア集中排除原則は省令に委任されてきました。本改正では、この原則を確実に担保するため、法定化し、出資の上限を法律に明記しました。しかも、これまでの上限二〇%を緩和し、最大三分の一未満までの出資を容認することとしています。

確かに、地方経済が疲弊する中で、地方局の経営状況は年々厳しくなっています。広告収入は減少し、地上デジタル化への多大な設備投資も影響して、経営体力はぎりぎりのところまで来ております。ある地方局は、このままでは体力がもたないとの経営判断をし、経費削減として、自社制作番組の凍結という厳しい決断をしております。仕方ない経営判断とはいえ、とても残念なことです。

地方のメディアは、現場を熟知したみずからの目で地域を見詰めて、地域の情報を取材、放送すること、地域の皆さんに問題を知らしめ、議論を起し、解決の糸口を提起します。ローカル局から発信される地域性は、決して失ってはいけない多元性、多様性です。これから私たちが目指す地域主権の中では、地方メディアの果たすべき役割がますます重要になってくると考えます。

よって、ローカル局の経営状況を勘案して、出資上限を三分の一未満まで可能にしたことは、地域からの情報発信を維持し、多元性、多様性を確

保するための必要措置と考えます。
ただし、一方で、安易な引き上げにより、マスメディア支配が集中しても問題です。

そこで、原口総務大臣にお尋ねをいたします。
地域主権の実現の中で地方メディアの果たすべき役割について、お考えをお聞かせください。

次に、本法案のもう一つの目玉である、通信と放送の相互参入の促進についてお尋ねをいたします。

本法案は、放送の無線局の免許を受けた者が通信に、通信の免許を受けた者が放送に参入することを可能にします。これにより、事業者の経営の自由度が高まり、通信と放送融合時代の通信・放送事業者の新たな事業展開、新たな通信・放送サービスの創出につながることを期待されます。また、その結果、国民の皆様が、豊かな通信・放送サービスを享受できるようにいたします。

原口総務大臣にお伺いします。
例えば、どのような新たなサービスを期待しているのか、どのように国民の皆様の生活が便利になるのか、幾つか例を挙げて示していただきたいと思います。

最後に、来年七月に迫った、日本の放送にとつて歴史的な前進となる地上デジタル放送への移行について、総務大臣にお尋ねをいたします。

地上アナログ放送停止まで、残すところ四百五十日ほどとなりました。円滑な地上デジタル放送への移行に向けて、政府、関係放送事業者を初め、自治体も含めて、全力で送信設備の整備を進めるべきであることは言うまでもありません。同時に、あまねく全国民の皆様がこれまでと同じよ

うにテレビを見られるように、受信者側の対策についても総力を挙げて取り組まなければなりません。

そこで、原口総務大臣にお伺いをします。
最近では、集合住宅や受信障害対策の共聴施設の改修のおくれ、また、新たな難視聴の問題などが起こっております。これらの問題について、総務省がどのような対策を講じているか、お答えください。

情報通信産業は、経済成長の重要な牽引役です。通信と放送の融合の時代に沿った法体系は、ホワイトスペース、電子書籍、遠隔医療、スマートグリッドなど、未来に期待される新たなサービスの創出や通信と放送分野のさらなる発展に不可欠です。

本改正にとどまることなく、今後も、産業の発展に資するように見直しを行うとともに、情報通信分野に限らず、ICT発展の足かせとなつていく規制を見直し、不断の規制改革を政府全体で継続することをお願いし、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)
〔国務大臣原口一博君登壇〕
○国務大臣(原口一博君) 永江議員から、七点お尋ねがございました。

永江議員は、放送を通して地域固有の文化を守る、その先頭に立つてこられました。敬意を表し、この法案の目的について申し上げたいと思えます。

今回の法案は、国民の知る権利、言論の自由、そして表現、放送の自由、これを保障する、そし

て、今私たちは、言論のとりで、この議論をしていまずけれども、すべての国民のコミュニケーションにおける権利を保障する、そのために、今年度末のブロードバンドゼロ地域解消、来年七月のテレビ放送の完全デジタル化に対応して通信・放送制度の整理合理化を行うものでございます。

このことにより、事業者の経営の選択肢の拡大、利用者の権利保障、通信・放送の安全、信頼性の向上等を通じて、経営の多角化や国民の利便性の向上を図ろうとさせていただきます。

次に、テレビによる基幹放送について、放送番組の種別を区分する基準等を公表するよう求める理由についてお尋ねがございました。

本改正は、テレビによる基幹放送について、放送の自主自律のもとで、放送事業者がみずから番組調和原則の適切な履行に努めることを促す環境を整備することを理由とするものでございます。次に、電波監理審議会の権限についてお尋ねがございました。

建議という言葉は、我が国の法令では、審議会等が行政機関に対しみずから意見を述べる際に使われるものでございまして、本改正は、御指摘のとおり、民意を反映した国会同意人事で選任される有識者の皆様に大所高所に立つて放送行政のあり方をチェックしていた、たくよにするものでございます。

本改正に関し、放送事業者に資料の提出を求めたり、直接説明を求めたりする権限は、電波監理審議会には一切与えておりません。また、個別の放送番組に介入させる意図も全くございません。

むしろ、逆です。
次に、放送事業者の事業形態に係る選択肢の導入についてお尋ねがございました。

本改正では、ハード、ソフト一致を前提とする現行の地上放送においてその分離も選択可能とする一方で、ハード、ソフト分離を前提とする現行の衛星放送等においてその一致も選択可能とするとしております。

これにより、放送事業者において新たな事業選択が可能となり、経営状況を踏まえた柔軟な経営を行えることとなると考えています。

次に、地方メディアの役割についてお尋ねがございました。

まさに、緑の分権改革、地域主権改革ということとを申し上げていますが、地方メディアは、地方文化等の拠点であつて、情報を発信し、共有することによつて、人々の社会への参加を促し、民主主義をしっかりと強固なものにするといった大事な役割を担っていると考えております。

今後とも、マスメディア集中排除原則のあり方を検討するに当たっては、こうした地方メディアの役割の重要性とその多様性の確保に留意してまいります。

次に、通信・放送の相互参入についてお尋ねがございました。

この改正によつてどんな便利ながあるか。例えば、放送局の深夜の空き時間を使って、電子広告やあるいは電子新聞、こういった更新情報を大容量で一斉に多くの人に送ることが出来ます。事業者の創意工夫により、経営が多角化され、国民の利便性も向上することを期待しています。

次に、地上デジタル放送への移行についてお尋ねがございました。

受信障害などの共聴施設については、本年三月に共聴施設デジタル化加速プログラムを策定し、説明会などにより周知徹底を図るとともに、デジタル化改修に対する助成等を行っております。

また、新たな難視については、中継局整備や共聴新設などによる対策を講じるとともに、暫定的に衛星による対策も実施することとしております。

これらの対策を通じ、デジタル移行に万全を期してまいります。国民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

最後に、ICTの重要性と規制の見直しの継続について御指摘がありました。

ICTは、もうコストではありません。ICTは、すべての社会経済活動の基盤であり、経済成長の牽引となるものでございます。

本改正にとどまることなく、私は、二〇一五年までに基本的なブロードバンドを、日本全国に光の道を進める光の道構想を提唱しており、その中で、ICTの活用を阻む制度の見直しなど、ICTとして日本経済全体の発展に資する改革に政府全体で取り組んでまいっていききたいと思っております。

まさに、永江議員の御地元の松山、坂の上の雲、私たちはもう一度この日本においてしっかりとつとめて、再生を果たしてまいりたいと思っておりますので、御支援をよろしくお願いいたします。以上、答弁を終わります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 坂本哲志君。

(坂本哲志君登壇)

○坂本哲志君 自由民主党の坂本哲志です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま趣旨の説明がありました内閣提出放送法等の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。(拍手)

今回の放送法等の改正は、通信・放送体系の見直しを実に六十年ぶりに行うことになる大改正であります。法案については、原口大臣が提案理由で説明されたとおりであります。

特にことしは、ブロードバンドゼロ地域の解消、テレビ放送の完全デジタル化という、通信・放送にかかわる二つのインフラ政策の目標達成期限を間近に控える年であることから、時代に対応した法整備が求められ、自民党政権時代より議論が進められてまいりました。

昨年八月には、総務省の情報通信審議会より通信・放送の総合的な法体系のあり方について答申がなされ、現行の放送法、電気通信事業法など九本の通信・放送関連法を、コンテンツ、伝送サービス、伝送設備の三つの観点から、縦割りではなく横断的大きくくり化を図ると提言されております。

今後は、光回線を中心とするインフラの整備拡充と運用の問題、通信・放送の連携や統合による巨大資本メディアの出現や言論、表現の自由と倫理性、成長産業として国際競争力の強化の問題など、あらゆる課題が想定されていますし、いわゆる二〇一〇年問題として、光回線というインフラの大部分を持つNTTの取り扱い、あるいはNHK

Kのあるべき姿の議論も避けて通れない問題であります。

それだけに、入念でそして慎重な議論を進め、世界で最速、最安のデジタルインフラのもとで、世界最先端の通信・放送サービスを実現していくために、法体系も国際的な整合性を考慮していく必要があります。

しかし、放送法の一部改正法案の質問に当たって、私は、そもそも、この鳩山政権、なかんずく原口総務大臣のもとで、この通信・放送分野の改革を語り、法案を提出する資格があるのだろうかという疑問が頭をもたげてまいりました。

今般、鳩山総理の献金虚偽記載問題に始まり、第一秘書の有罪判決、小沢幹事長の政治資金管理団体による不動産取得問題、小林千代美議員への北海道教職員労働組合からの不正献金問題など、民主党議員の政治と金をめぐる事件は枚挙にいとまがありません。

今法案の趣旨説明をされた原口総務大臣御自身の政治団体にも、NTTの労働組合の政治団体アピール21から多額の資金提供が行われております。このような大臣に、総務省所管の通信・放送行政に対して公正な判断ができるのでしょうか。そもそも、アピール21は、同団体のホームページで次のように言っています。

NTT労組にとって最重要課題である二〇一〇年のNTT経営形態の論議が迫っており、民主党の友好・支援議員を中心とする国会対策を強化する必要があります。推薦議員への支援を積極的に行うことでNTT労組の政策の実現につなげたいと考えます。

これは、アピール21の会長が平成二十年七月のあいさつで述べている言葉であります。まさに労働組合が、その資金力をバックに、政府の政策に圧力を加えていくと表明しているのであります。

事実、NTT労組は、平成二十年の一年間だけでも、民主党の国会議員に対し、何と総額七千四百万円もの資金提供をしております。

例えば、菅副総理には平成二十年十月に五百五十万円、仙谷国家戦略担当大臣には年間四百六十万円超、赤松農林水産大臣にも四百九十万円、枝野行政刷新担当大臣に四百万円、もちろん、原口総務大臣にも五百万円。原口総務大臣に至っては、この五百万円もの巨額な献金を受け取ったにもかかわらず政治資金報告書への記載を忘れたよう、そのような金銭感覚は、私には到底理解のできないものであります。

資金提供は、大臣のみならず、副大臣、政務官へと及び、寄附がなされております。個別の名前を言えば切りがありません。現在の鳩山内閣で閣僚を務める議員への資金提供を合計すれば、総額にして、平成二十年の一年間だけでも何と四千万円近くにもなります。

それだけではありません。アピール21からの献金は地方議員にまで及んでおります。総理の地元、北海道の道議会議員、市議会議員、町議会議員にまで、平成二十年の一年間だけで、資料費などという名目で約五百万円がばらまかれております。

北海道は、農林水産業や商工業とともに、その経済は厳しいと聞いており、自民党の政策部会でも北海道選出の先生方は声をからして現状を訴えて

おられますが、庶民の生活とは裏腹に、北教組にいたしても、N T T 労組にいたしても、労働組合だけは、お金の使い道に困るような別次元の世界のようでもあります。

このような労働組合丸抱えの政党、そして内閣がつくられていることは、まさに日本の将来を危うくするものであり、この民主党の政治と金と労働組合の抜き差しならぬ関係を国民の皆様に選挙で仕分けしていただきたいと思ひます。

このような鳩山政権のもと、今回提案されました放送法の一部を改正する法案の中で、幾つか首をかき上げるを得ない問題があります。

原口大臣にお伺いをいたします。
まず、マスメディア集中排除原則の法定化という条項に関連して、いわゆるクロスメディア所有規制条項を附則として掲載したという点であります。

クロスメディア規制の基本は、同一の者が新聞、テレビ、ラジオを同時期に支配することを規制するというものであります。今後は、これら三事業以外にも、通信社、ニュースや情報を流すことを専門とする事業者、さらには動画の配信を業とする事業者など、基幹メディア事業者に対し、国内外を含め、さまざまな分野からの参加が予想され、重要な問題であります。

資本の肥大化による言論やニュースその他の単一化が懸念されたり、利用者の選択肢が狭まったりする危険性、さらには災害、テロへの備えなども含めると、大変幅広い論点を含んでおります。しかしながら、広範な課題を含むクロスメディア規制を附則にした意味がよくわかりません。唐

突につけ加えられた感が否めません。

附則は、本則との関係において、関連性、妥当性、合理性がなくてはなりません。今後重要な問題を含んでいるだけに、中途半端な形で法案に盛り込むことは、必要以上の混乱と疑心暗鬼を招くことになり得ます。附則で盛り込むなら、この際削除すべきでし、本格的に來たるべき時代に対応する用意があるとすれば、もっと方向性を明確にして、本則に盛り込むべきであります。

原口大臣に対し、附則として検討条項という記述で盛り込んだ意味とその意義をお尋ねいたします。

続きまして、電波監理審議会、いわゆる電監審に係る規定の改正についてであります。

改正法第五十三条の十二において電波監理審議会の建議事項が記載されていますが、この事項に、事もあろうに、放送法第一条の目的をそのまま記述しています。そして、わずか五人の審議会委員に、本法の目的である「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」など、三つの原則をすべてゆだねております。

原口大臣にお伺いしますが、このようなことが果たして電監審で可能なのでしょうか。その背景は何なんでしょうか。

アメリカでは、通信・放送関連分野の規制監督権限を有する、F C C、アメリカ連邦通信委員会という国家機関があります。大統領が五人の委員を任命して委員会をつくり、そのもとに約二千名の職員が働くという独立規制機関であります。民主党のマニフェストには、このアメリカの組

織に倣い、日本版F C Cを設立するとあります。

原口大臣にお伺いしますが、電監審にこれだけの幅広い権限をゆだねるといふことは、まさに日本版F C Cの第一歩なのでしょう。国家権力をチェックするマスメディアに対して、このようなマスメディアをチェックする公的機関をつくる意図がもしこの電監審に込められているとするなら、もう一つ巨大な監督官庁を出現させることになり得ます。

民主党は、郵政や病院など、これまで民営化しようとしてきた組織を、実質的には次々と国营企業化しつつあります。その流れからいくと、新たな官庁の出現も十分に予想されますし、その後莫大な献金を続ける省庁関連団体の労働組合の存在があることも十分予測できます。まさに、ソ連や東ドイツがとうに脱ぎ捨て去った政治体制への回帰を、民主党政権が今始めようとしているというふうにはしか見えません。

なぜ、これほどまでに調査審議事項を電監審に一元化させて、大きな権限を与える条項が盛り込まれているのか、その意図と今後の展開についてお聞かせください。
最後に、NHK経営委員会に係る規定の改正についてお伺いいたします。

まず、NHKに係る規定の改正の項目に、NHK会長が経営委員会のメンバーに加わるとあります。これは、どのような議論の結果追加されたものでありましょうか。自民党政権では、一度もこのような改正が論議されたことはありません。原口大臣が就任以來次々とつくり続けている有識者会議で検討されたものでしょうか。閣内でのよう

な議論がなされ、どのような経緯で提出されたものなのか、具体的にお答えください。
あわせて、NHKの会長が経営委員会の構成員でなくなつたのは、昭和三十四年の法改正によるものであります。今回、経営委員会に戻す趣旨と、期待される機能についてお聞かせください。
私は、今回のNHK会長の経営委員会入り聞いたとき、昨年の総選挙における民主党のマニフェストに掲げられたある公約が頭をよぎりました。その公約とは、公開会社法であります。

報道によれば、上場企業の監査役会に従業員代表の選任を義務づけるとあり、それにより労働組合の權益をますます拡大できるようにするそうですが、まさか、NHKの経営委員会にも今後労働組合代表を入れるための布石として今回の改正項目を追加したのではありませんか。お答えください。

また、NHKの経営委員会のメンバーは、国会同意人事であります。本改正により、NHK会長についても国会同意人事にするおつもりなのか、あわせて、今後のNHK改革の道筋を明らかにしていただきたい。

また、NHK経営委員は、国会の同意人事であることから、その委員の人選に当たり、これまで欠格事由を厳しくしてまいりました。今回の改正案では、任命の日以前一年間に放送用の送受信機の販売製造の役員であった者についての欠格事由を解除し、端的には、任命の日の前日までにこれをやめれば経営委員に任命できるのではないのでしょうか。例えば、NHKと取引を通じた利害関係者であったにしても、そうでなくなつたものと

して、すぐにNHK執行部に対して物言える経営委員になれるのではないですか。甚だ疑問が残ります。

委員会は、国民のための委員会であってはなりません。視線は常に視聴者である国民であることを念頭に委員会が運営されていかななくてはなりません。今回の改正での委員会ではそれはまず不可能と考えますが、原口大臣のお考えをお尋ねいたします。

以上、今回の放送法の一部改正について質問いたしました。透明で公正な、未来への第一歩となる国民全体の法律にしなくてはなりません。原口大臣の明快なる答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

(國務大臣原口一博君登壇)

○國務大臣(原口一博君) 坂本議員から、七点お尋ねがございました。

まず、クロスメディアの所有規制を附則として検討条項にした意味とその意義についてお尋ねがございました。

言論が一色になつてはならない。資本による制約によつて言論が一色になつてはならない。表現や、放送そして報道の自由を守る、その観点から、現行のクロスオーナーシップの規律が言論の多様性、多元性を確保する観点から十分に機能しているか否か、近年出現している新たな情報の配信形態も含め見直す必要があるのか、よく検証することが必要であり、御指摘の条項は、こうした点を反映して附則に規定したものでございます。次に、電波監理審議会についてお尋ねがございました。

これは、放送法の施行事務に関する審議機能を電波監理審議会に一元化することに伴い、同審議会において、従来のように総務大臣が設定した諮問事項を審議するのみならず、放送行政のあり方について大所高所から総務大臣に対し建議することができるものとします。

したがって、マスメディアをチェックするものではございませんで、放送行政のあり方をチェックするものであつて、日本版FCCの第一歩となるものではございません。

次に、NHK会長を経営委員会のメンバーに加える件についてお尋ねがございました。

委員もたしか総務省の政務官をなさつたと思ひますから御議論をお聞きになつておられると思ひますが、これは唐突に出てきたわけではなく、ここ数年の衆参の総務委員会において、経営委員会とNHK執行部との関係が、かなり敵対的というかいびつな形になつておられる、修正動議によつて押し切るといふ形では放送、報道の自由、表現の自由というもので影響が及ぶのではないか等の御議論があつたことを反映したものでございます。

民間企業のトップを務められた福地会長も、総務委員会の席で、執行の一員が経営委員会に加わるのは結構なこと、会長が経営委員会に議決権を持つて入るといふことは大きな進歩と述べられております。実質的なCEOじゃないんです、CEO、これで権限が果たせるか、そういう御疑問をお持ちでございました。

次に、会長を経営委員会に戻す趣旨と、期待される機能についてお尋ねがございました。本改正は、経営委員会による経営方針の決定が

実際の業務執行の観点から見ても適切かつ迅速に行われ、NHKの役割がしっかりと発揮されることを目的とするものであり、経営委員会に今後労働組合代表を入れるための布石として本改正を行うものではございません。

次に、NHKの会長を国会同意人事にするのかどうかについてお尋ねがございました。

答えはノーです。放送番組編集の自由を確保するという要請は変わることがないため、従来どおり、会長の任免については、国会同意人事ではなく、経営委員会の権限に属することとしております。

次に、経営委員会の欠格事由の緩和についてお尋ねがございました。

この規定が創設された昭和二十五年当時と異なり、民間の放送事業者がふえ、送受信機メーカーに対するNHKの影響力は相対的に縮小してまいりました。会社法制の変更に伴い、委員会設置会社が普及し、もともとはメーカーの出身者でなくても社外取締役に選任され、欠格事由に該当してしまうことにより、人選の幅が限られてきていること、一方、NHKの経営委員にはこれまで以上に経営に関する知見を有する人材が求められていることにかんがみて、今回、欠格事由を緩和するものでございます。

これにより、広く有為な人材の中から経営委員を選ぶことができるようになり、開かれた公共放送としてのNHKの委員会運営が行われるものと考えています。

最後に、今後のNHK改革の方向性についてお尋ねがございました。

通信・放送分野におけるデジタル化は進展を続けており、NHKを取り巻く環境は休みなく変化していくと考えられています。NHKがその変化にしっかりと対応していくことが今後も重要でございます。

特に、NHKは、国民が支払う受信料を財源としており、質の高い放送サービスを効率的、効果的に実施できるよう、業務全般を国民目線に立つて常に見直すこと、公共放送としての役割やその社会的使命を果たすため、経営改革の成果を国民に適切に還元していくことが必要であると考えております。

以上、答弁申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。午後一時五十二分散会

出席國務大臣

- 総務大臣 原口一博君
- 法務大臣 千葉景子君
- 国土交通大臣 前原誠司君
- 出席副大臣 総務副大臣 内藤正光君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十三日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めるとの間の協定の締結について承認を求めるとの件刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めるとの件

一、去る二十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国際受刑者移送法の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

去る二十三日、環境委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 江田 康幸君 (理事江田康幸君去る二十三日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

逢坂 誠二君 補欠 工藤 仁美君

園田 康博君 矢崎 公二君

田村 謙治君 熊田 篤嗣君

津村 啓介君 橋 秀徳君

寺田 学君 菅川 洋君

橋本 博明君

漆原 良夫君

浅尾慶一郎君

熊田 篤嗣君

橋 秀徳君

矢崎 公二君

小原 舞君

木村たけつか君

工藤 仁美君

菅川 洋君

橋本 勉君

三村 和也君

大口 善徳君

柿澤 未途君

農林水産委員

辞任

玉木雄一郎君

津川 祥吾君

小里 泰弘君

相原 史乃君

藤田 大助君

湯原 俊二君

横糸 勝仁君

あべ 俊子君

補欠

湯原 俊二君

相原 史乃君

あべ 俊子君

藤田 大助君

横糸 勝仁君

玉木雄一郎君

津川 祥吾君

小里 泰弘君

議院運営委員

辞任

石井 章君

菊田真紀子君

津川 祥吾君

松崎 哲久君

補欠

磯谷香代子君

熊田 篤嗣君

松岡 広隆君

森岡洋一郎君

磯谷香代子君

熊田 篤嗣君

松岡 広隆君

森岡洋一郎君

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

石毛 鏡子君

市村浩一郎君

打越あかし君

緒方林太郎君

逢坂 誠二君

岡島 一正君

園田 康博君

田村 謙治君

津村 啓介君

寺田 学君

中島 正純君

橋本 博明君

石津 政雄君

金森 正君

瑞慶覧長敏君

空本 誠喜君

高橋 昭一君

中野渡詔子君

花咲 宏基君

三宅 雪子君

石森 久嗣君

谷田川 一元君

補欠

笠原多見子君

高橋 昭一君

瑞慶覧長敏君

石津 政雄君

空本 誠喜君

三宅 雪子君

金森 正君

宮崎 岳志君

加藤 学君

菅川 洋君

中野渡詔子君

花咲 宏基君

石森 久嗣君

今井 雅人君

橋 秀徳君

江端 貴子君

小原 舞君

平 智之君

谷田川 一元君

小宮山泰子君

岡田 康裕君

金子 健一君

金子 健一君

中林美恵子君

今井 雅人君

江端 貴子君

小原 舞君

岡田 康裕君

加藤 学君

笠原多見子君

小宮山泰子君

菅川 洋君

平 智之君

橋 秀徳君

宮崎 岳志君

吉川 政重君

石森 久嗣君

橋 秀徳君

山崎 誠君

棚橋 泰文君

岡田 康裕君

神山 洋介君

高橋 昭一君

柳田 和己君

北村 茂男君

厚生労働委員

北村 茂男君

柳田 和己君

石森 久嗣君

棚橋 泰文君

菊田真紀子君

田中美絵子君

山口 和之君

補欠

柳田 和己君

神山 洋介君

岡田 康裕君

北村 茂男君

高橋 昭一君

橋 秀徳君

山崎 誠君

石森 久嗣君

棚橋 泰文君

近藤 和也君

山本 剛正君

菊池長右衛門君

江田 憲司君 柿澤 未途君
 菊池長右エ門君 山口 和之君
 近藤 和也君 菊田真紀子君
 山本 剛正君 田中美絵子君
 柿澤 未途君 江田 憲司君

国土交通委員
 補欠

阿知波吉信君 中後 淳君
 中島 正純君 森山 浩行君
 中島 隆利君 服部 良一君
 中後 淳君 阿知波吉信君
 森山 浩行君 中島 正純君
 服部 良一君 中島 隆利君

環境委員

村上 史好君 向山 好一君
 矢崎 公二君 金子 健一君
 小池百合子君 北村 茂男君
 江田 康幸君 齊藤 鉄夫君
 中島 隆利君 吉泉 秀男君
 向山 好一君 道休誠一郎君
 道休誠一郎君 森山 浩行君
 森山 浩行君 熊谷 貞俊君
 金子 健一君 矢崎 公二君
 熊谷 貞俊君 村上 史好君
 北村 茂男君 小池百合子君
 齊藤 鉄夫君 江田 康幸君
 吉泉 秀男君 中島 隆利君

補欠

一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠
 岡島 一正君 中林美恵子君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

青少年問題に関する特別委員

辞任 補欠

打越あかし君 皆吉 稲生君
 大泉ひろこ君 石森 久嗣君
 京野 公子君 川村秀三郎君
 道休誠一郎君 齋藤やすのり君
 川村秀三郎君 川島智太郎君
 皆吉 稲生君 平 智之君
 平 智之君 網屋 信介君
 網屋 信介君 打越あかし君
 石森 久嗣君 大泉ひろこ君
 川島智太郎君 京野 公子君
 齋藤やすのり君 道休誠一郎君

(公聴会開会承認)

一、内閣委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る二十二日これを承認した。

公聴会開会承認要求書
 一、公聴会を開こうとする議案

国家公務員法等の一部を改正する法律案
 (内閣提出)

国家公務員法等の一部を改正する法律案
 (塩崎恭久君外四名提出)

幹部国家公務員法案(塩崎恭久君外四名提出)

一、意見を聞こうとする問題

国家公務員法等の一部を改正する法律案
 (内閣提出)、国家公務員法等の一部を改正する法律案(塩崎恭久君外四名提出)及び幹部国家公務員法案(塩崎恭久君外四名提出)について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求めらる。

平成二十二年四月二十一日

内閣委員長 田中けいしゅう

衆議院議長 横路 孝弘殿

(議案送付)

一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めめるの件

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

(議案通知書受領)

一、去る二十三日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めめるの件

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めめるの件

刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めめるの件

一、去る二十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国際受刑者移送法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

竹島問題に対する鳩山由紀夫内閣の取り組みに関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

キルギス共和国における政権崩壊に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

水道管耐震化に関する質問主意書(木村太郎君提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本郵政グループの郵便局における防犯体制に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

医療施設の耐震化に関する質問主意書(木村太郎君提出)

「独立行政法人整理合理化計画」の進捗状況に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

いわゆる袴田事件に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

郵政民営化見直し及び駐日米大使・駐日欧州連合大使からの書簡に関する再質問主意書(山内康一君提出)

上海万博における日本人歌手のヒット曲盗作に関する質問主意書(木村太郎君提出)

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案に関する再質問主意書(山口俊一君提出)

地球温暖化対策基本法案に関する再質問主意書(近藤三津枝君提出)

一九七二年の沖繩返還時における原状回復補償費の肩代わりに係る密約に関連した判決への外務省の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

検察庁による定例記者会見の開放に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政グループのコンプライアンスに関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿澤未途君提出公務員の雇用保険に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出国内最大級の産業廃棄物不法投棄問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山口俊一君提出平成二十一年度特別交付税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁の各種マスメディアへの対応のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省ODA評価有識者会議の座長が理事を務める財団法人がODA事業を受注していた件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による日中青少年交流事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出学校給食における地産地消の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出経済連携協定(EPA)に基づく外国人の看護師や介護福祉士の候補者に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出民法の事務管理の規定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出春と秋の大型連休に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出春と秋の大型連休に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出東京国立博物館の展示表示等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出政策案の公募に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出国家公務員の新規採用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員谷公一君提出宮中晩餐会等において用いられる酒類に関する質問に対する答弁書

衆議院議員金子一義君提出交通事故・死亡事故の件数に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる砂川事件及び伊達判決に対する外務省の対応の変遷に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官による違法な取調べの様子を記した著書に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出タイで日本人カメラマンが銃撃された件に関する質問に対する答弁書

平成二十二年四月一日提出
質問 第三四一号

日本郵政グループのコンプライアンスに関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

日本郵政グループのコンプライアンスに関する質問主意書

平成二十年二月に公表された旧日本郵政公社に対する郵政行政審議会の業績評価において、郵便貯金業務のコンプライアンス体制について、AとE評価の五段階評価のうち「D」(大幅に下回っている)という評価を受けている。また、それに先立つ平成十九年七月の業績評価では簡易保険事業のコンプライアンスを含めたサービス水準に対して「D」評価を受けている。

これを受けて、以下、質問する。

一 現在、直近の数字で、日本郵政グループにおけるコンプライアンス違反事例は、どの程度になつてゐるか。日本郵政グループ各社ごとの件数、また、かつての郵政行政審議会の業績評価

と同様の違反事例を態様別に明らかにされたか。

二 このうち、特に現金管理にかかわるもの(紛失、横領、窃盗等)について、グループ各社ごとの内訳(件数及び被害額)、また、一万円以上の被害額があった事例について個別事例の態様を具体的に明らかにされたい。平成十九年七月の業績評価においては現金過不足事故が二十六万件超もあつたと報告されているが、その時点と比べての変化についても併せて明らかにされたい。

三 このようなコンプライアンス違反について、総務省は旧日本郵政公社に対して厳重注意処分を行っているが、今後、このような多数のコンプライアンス違反事例が明らかにされた場合、政府としてどのような形で日本郵政グループ各社に対する指導及び監督を行つていくのか。

四 金融庁は昨年十二月、株式会社ゆうちょ銀行、郵便局株式会社に対し、「法令等遵守に係る経営姿勢及び内部管理態勢に重大な問題が認められた」として業務改善命令を发出している。こうした状況下にもかかわらず、「郵政改革案」として本年三月二十四日に亀井担当大臣ほかから示された方針では「金融二社の窓口業務を受託する郵便局に対する金融庁の検査・監督は、一般銀行より緩和する」とされている。このような政府の「郵政改革」の方向性は、旧日本郵政公社及び日本郵政グループのコンプライアンス違反の根絶を求めた行政処分の趣旨に反しているのではないか。

五 郵政事業の四分社化によって地方における利便性が低下した例として「郵便配達員に現金を預けて預金や保険料の支払いを頼むことができなくなった」ことが挙げられている。しかし、この慣行自体がコンプライアンス違反多発の温床となっているとも考えられ、利便性低下を理由にこうした慣行をむしろ奨励するかのような対応を取ることは問題ではないか。右質問する。

内閣衆質一七四第三四一号
平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政グループのコンプライアンスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政グループのコンプライアンスに関する質問に対する答弁書

一 について
日本郵政株式会社(以下「日本郵政」という。)によると、日本郵政グループ各社によりコンプライアンス違反と認識されている事例について、日本郵政グループ各社ごとの件数を示すことのとおりとのことである。なお、「かつての郵政行政審議会の業績評価と同様の違反事例」については、その範囲が明らかでないことからお答えすることは困難である。

(1) 郵便事業株式会社

平成二十年度については部内犯罪容疑が四十一件、料金不適正収納が七十八件、記録郵便物の亡失が五百八十件、顧客情報の漏えいが十六件、経理遅延が三十件、平成二十一年度については部内犯罪容疑が三十九件、料金不適正収納が三十六件、記録郵便物の亡失が四百七十七件、顧客情報の漏えいが十件、経理遅延が十三件である。

(2) 郵便局株式会社

平成二十年度については部内犯罪容疑が五十件、保険商品の不適正募集が四十五件、料金不適正収納が二十九件、顧客情報の漏えいが百五十件、記録郵便物の亡失が二件、経理遅延が二十七件、平成二十一年度については部内犯罪容疑が三十五件、保険商品の不適正募集が七十五件、料金不適正収納が十六件、顧客情報の漏えいが二百十五件、記録郵便物の亡失が零件、経理遅延が二十件である。

(3) 株式会社ゆうちょ銀行

平成二十年度については部内犯罪容疑が二件、顧客情報の漏えいが八十一件、平成二十一年度については部内犯罪容疑が三件、顧客情報の漏えいが五十六件である。

(4) 株式会社かんぽ生命保険

平成二十年度については保険商品の不適正募集が一件、顧客情報の漏えいが三十件、平成二十一年度については保険商品の不適正募集が二件、顧客情報の漏えいが六十二件である。

なお、日本郵政については、コンプライアンス違反事例はないとのことである。

日本郵政によると、現金管理に関する部内犯罪容疑の日本郵政グループ各社ごとの件数及び被害額並びに一万円以上の被害額であった事例を示すことのとおりとのことである。

(1) 郵便事業株式会社

平成二十年度については件数が十一件、被害額が約四百万円、平成二十一年度については件数が六件、被害額が約五百万円である。また、一万円以上の被害額であった事例としては、集荷代金、つり銭用現金の横領等がある。

(2) 郵便局株式会社

平成二十年度については件数が四十件、被害額が約二億七千三百万円、平成二十一年度については件数が三十三件、被害額が約十八億五千万円である。また、一万円以上の被害額であった事例としては、郵便料金、金庫内現金や保険契約に係る保険料の横領等がある。

(3) 株式会社ゆうちょ銀行

平成二十年度については件数が二件、被害額が約六千九百万円、平成二十一年度については件数が三件、被害額が約一億五千七百万円である。また、一万円以上の被害額であった事例としては、金庫内現金、預入金や預金者に無断で定額貯金を担保にして行われた貸付処理による貸付金の横領等がある。なお、日本郵政及び株式会社かんぽ生命保険

については、現金管理に関する部内犯罪容疑はないとのことである。

また、現金過不足事故は、平成二十年度は八万千八百件であるとのことであり、廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号。以下「旧公社法」という。)第二十七条第二項の規定に基づき実施され、平成十九年七月に公表された総務大臣による日本郵政公社に対する平成十八年度の業績評価の数字と比較して減少している。

三及び四について

コンプライアンスについては、日本郵政グループにおいて万全を期すべきものと考えているが、政府としても、コンプライアンス違反があった場合には、事案に応じて日本郵政グループに対し関係法令に基づき適切に対処してまいりたい。

なお、「本年三月二十四日に亀井郵政改革担当大臣ほかから示された方針」とは、「郵政改革に関連する諸事項等について(談話)」と題する文書を指していると思われるが、当該文書においては、「金融二社の窓口業務を受託する郵便局に対する金融庁の検査・監督は、一般銀行より緩和する」との記載はない。

五について

「郵便配達員に現金を預けて預金や保険料の支払いを頼むこと」とは、小規模な郵便局において実施されていた外務職員による総合担務のことと思われるが、旧公社法第二十六条第一項又は第二十七条第二項の規定に基づき実施された総務大臣による日本郵政公社に対する業績評

価においては、このことが「コンプライアンス違反多発の温床」となっていたという旨の評価や指摘はなされていない。いづれにせよ、コンプライアンスについては、今後とも日本郵政グループにおいて万全を期すべきものであるが、一般論として申し上げれば、郵政事業における国民の利便性を確保するため、郵政民営化によって生じた利便性の低下に対処することは、喫緊の課題であると認識している。

平成二十二年四月十三日提出
質問 第三七九号

公務員の雇用保険に関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

一 公務員の雇用保険に関する質問主意書
公務員は原則として雇用保険の適用除外となっている。理由は何か。

二 公務員は原則として雇用保険の適用除外となっており、従って、雇用保険料も負担していない。しかるに、「国家公務員退職手当法」等に基づき、退職時に失業給付相当の給付を退職手当として受け取っている。その理由は何か。

三 公務員の退職手当については、早期退職をした場合、民間の失業給付と比較した差額を補填する事になっている。この差額補填の過去十年間の支給実態(件数、額)を、国家公務員、地方公務員別で明らかにされたい。

四 三における公務員の退職手当の民間の失業給付との差額補填(以下単に「差額補填」という)は、分限免職、懲戒免職等の場合にも適用されるという事だが事実か。

五 旧社会保険庁の職員で懲戒処分を受けた等により日本年金機構に不採用となり、分限免職となつた五百二十五人については、このような差額補填は行われているのか。行われているとすれば、対象人数、総額を明らかにされたい。

六 さらに、この差額補填に関しては、「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」に基づき、労働保険特別会計をはじめとする各特別会計が負担すべき金額を一般会計に繰り出している。これはどのような理由に基づくものか。

七 公務員は原則として雇用保険の適用除外となっており、従って、雇用保険料を負担していない。にもかかわらず、労働保険特別会計から一般会計に繰り出される予算があり、それが公務員の退職手当の差額補填分に充てられているのは、いわば「負担なき給付」であり、不当ではないか。

八 民間の失業給付は二十八日毎に支給され、しかもハローワークの職業相談等、求職活動の実績を示さなくてはならない。一方、公務員の差額補填はハローワークに行けば一度に全額を受給する事ができ、しかも求職活動の実績を求められる事もない。これは民間と照らして不公平ではないか。

九 国家公務員退職手当法の解釈によれば、「国家公務員については、法律によって身分が保障されており、民間の労働者のような景気変動による失業が予想されにくいこと等もあって、一部の者を除き、雇用保険法の適用対象から除外

されている」とされている。しかし、鳩山総理は公務員制度の抜本改革を掲げ、公務員への労働基本権を付与する法案を来年の通常国会に提出する方針を示している。これが実現すれば上記のような身分保障がなくなる事となり、公務員が雇用保険の適用除外になっている理由が失われ、公務員も雇用保険料を負担して雇用保険に加入すべきであると考えられるが如何か。

十 鳩山内閣が掲げる国家公務員総人件費二割削減を実現するためにも、公務員への労働基本権付与によって身分保障を見直し、分限免職の適用範囲を拡大するなどして、定員削減を実行しなければならぬと考えられるが如何。さらにその場合、やはり公務員は雇用保険の適用対象となる必要が生じるのではないか。

十一 公務員が雇用保険に加入した場合、労働保険特別会計の収支に大きな影響を与えると思われる。現在、在職中の公務員が雇用保険に加入した場合、雇用保険料として労働保険特別会計に納められる総額はいくらか。総額とともに、本人負担分、事業所(行政庁)負担分に分けて、さらに国家公務員、地方公務員に分けて、その額を明らかにされたい。

内閣衆質一七四第三七九号
平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出公務員の雇用保険に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柿澤未途君提出公務員の雇用保険に関する質問に対する答弁書

一について

国家公務員及び地方公務員については、法律によって身分が保障されており、民間の労働者のような景気変動による失業が予想されにくいこと等の理由から、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の規定の適用が原則として除外されている。

二について

一定期間以上勤続した国家公務員であった者で、退職後の一定期間失業しているものうち、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号。以下「法」という。)の規定に基づき退職時に支給された退職手当の額(以下「退職時退職手当額」という。)が雇用保険法の規定に基づき失業等給付相当額を下回っているものに限っては、その差額までの額を、生活保障等の観点から、法第十条の規定に基づき、退職後の一定期間の経過後に、失業者の退職手当として支給することとしているものである。地方公務員であった者についても同様の観点から、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第二項及び同項に基づく地方公共団体の条例の規定に基づき、失業者の退職手当を支給することができる。

三について

国家公務員であった者に対して、法第十条の規定に基づき、公共職業安定所を通じて支給した、平成十一年度から平成二十年度までの間に

おける失業者の退職手当の支給額は、平成十一年度が十一億六千二百四十六万三千九百七十六円、平成十二年度が十二億八千九百八十万四千二百三十六円、平成十三年度が十一億九千四百六十六万六千九百九十七円、平成十四年度が十一億五千三百七十四万三千九百九十一円、平成十五年度が十一億七千四百四十四万六千二百三十四円、平成十六年度が十一億六千七百八十二万七千九百七十七円、平成十七年度が七億六千七百二十五万二千二百四十四円、平成十八年度が八億七千三百四十三万五千六十一円、平成十九年度が八億二千三百四十三万五千六十一円、平成二十年

度度が四億九千二百二十万八千三百三十四円である。失業者の退職手当の初回受給者数は、関連文書がいまだ保存期限を経過していない平成十六年度以降について見れば、平成十六年度が三千二百人、平成十七年度が二千二百六十六人、平成十八年度が二千三百五十五人、平成十九年度が二千九百九十六人、平成二十年度が千三百一十二人である。

地方公務員であつた者に対する失業者の退職手当の支給件数及び支給額については、地方公務員給与実態調査の対象としていないため、お答えすることはできない。

四について
一定期間以上勤続した国家公務員であつた者で、分限免職、懲戒免職等により退職した後一定期間失業しているものうち、退職時退職手当額が雇用保険法の規定に基づく失業等給付相当額を下回っているものに対しても、法第十条

の規定に基づき、失業者の退職手当を支給することとされている。地方公務員であつた者についても、同様のものに対して地方公共団体の条例の規定に基づき、失業者の退職手当を支給することができる。

五について
御指摘の分限免職となつた五百二十五人についての失業者の退職手当の支給実績は、調査に時間を要するため、現時点でお答えすることは困難である。

六について
法第十条の規定に基づく失業者の退職手当の公共職業安定所を通じた支給に要する費用は一般会計から支出することとされているため、退職の際各特別会計の歳出予算によつて俸給等が支給されていた国家公務員に係る失業者の退職手当の支給に要する費用の財源として各特別会計が負担すべき額は、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)第一条の規定に基づき、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れることとされているものである。

七について
雇用保険法第六条第七号の規定により、公務員は原則として同法の適用除外とされているため、原則として保険料の負担はなく、雇用保険の給付も行われない。
国家公務員であつた者に係る失業者の退職手当は、退職時に退職手当の支給がない場合又は

退職時退職手当額が相当に低く雇用保険法の規定に基づく失業等給付相当額に満たないような場合、具体的には、主として三年以内程度の短い勤続期間で退職した場合等に限つて、退職手当として支給することとされているものである。本制度の在り方については、公務員制度全体の在り方の検討の中で整理していくべき課題の一つと考える。

八について
雇用保険の基本手当を受給するためには、職業相談等の求職活動を行い、四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について失業の認定を受けることが必要とされているところである。

九及び十について
公務員の身分保障については、公務の中立性、安定性等の確保のため設けられているものであつて、地位の特殊性と職務の公共性から制約がなされている労働基本権とは直ちに對比して論ぜられるべきではなく、公務員の労働基本

権を回復する場合に、当然にこれを廃止すべきとまでは考えていない。いづれにせよ、御指摘の公務員への雇用保険の適用については、公務員制度全体の在り方の検討の中で整理していく必要がある問題であると考えている。なお、定員削減実施のために分限免職の適用範囲を拡大するとの御指摘については、現行の国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第七十八条第四号は、「官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合」に免職をすることができると規定しており、現行制度においても定員削減を理由とした分限免職は可能である。

十一について
公務員が雇用保険に加入した場合について、平成二十二年予算における国家公務員の給与費の額並びに地方財政状況調査に基づく平成二十年度決算における地方公務員の人事費のうち「基本給」の額及び「その他の手当」の額(児童手当)の額を除く)を用い、平成二十二年年度の雇用保険率(被保険者の保険料率千分の六、事業主の保険料率千分の九・五)を適用して機械的に試算すると、国家公務員に係る雇用保険料の総額は約五百九十億円(うち被保険者負担分は約二百二十八億円、事業主負担分は約三百六十一億円)、地方公務員に係る雇用保険料の総額は約二千七百三億円(うち被保険者負担分は約千四百六十六億円、事業主負担分は約千六百五十六億円)となる。

平成二十二年四月二十七日 衆議院会議録第二十六号 議長長の報告

平成二十二年四月十三日提出
質問 第三八〇号

国内最大級の産業廃棄物不法投棄問題に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

国内最大級の産業廃棄物不法投棄問題に関する質問主意書

青森県と岩手県との県境における国内最大級の産業廃棄物不法投棄問題について、現場から廃棄物を撤去する作業が二〇〇四年度から開始されてきた。そして二〇〇九年度においては、青森県側の現場から撤去した廃棄物は、当初の目標を超えて二万七千五百トンに達した。これにより、青森県側に捨てられていた廃棄物の推定量約一〇〇万トンの内、撤去量は二〇〇九年度までに五三・六%にあたる五万五千九百四トンになった。一刻も早く撤去を完了させることが、現場の再生に繋がるものと考えられる。

- 一 青森県側で撤去された廃棄物が目標を上回る量になったことに、国はどのような認識をもっているか。
- 二 岩手県側で撤去された廃棄物の量の最近の推移は、どのようなになっているか。
- 三 一・二に関連し、岩手県側における廃棄物の推定量の内、二〇〇九年度までに撤去量は何%に達しているのか。そして、二〇〇九年度までに青森県側岩手県側双方を足した全体での撤去量はいくらになり、推定量の内、何%にまで達しているのか。
- 四 撤去する廃棄物の量が上方修正になっている

ことなどを踏まえ、全ての撤去完了を実現できるのは、いつ頃になると考えるか。

五 今後も撤去作業を着実に進め、一刻も早く全ての撤去と処理を完了させるために、国はどのような役割を果たしていくのか。また、青森県や岩手県と、どのような連携を図っていくのか。右質問する。

内閣衆質一七四第三八〇号

平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出国内最大級の産業廃棄物不法投棄問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出国内最大級の産業廃棄物不法投棄問題に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の事案について青森県が定めた実施計画(特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成十五年法律第九十八号。以下「特別措置法」という。)第四条第一項に規定する特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画をいう。以下同じ。)においては、平成二十一年度までの特定産業廃棄物の撤去目標量は五万五千六百トンとされているが、同県によれば、同年度までに同県が撤去した特定産業廃棄物は約五万三千五百九百

ン、同年度までに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十九条の五第一項の規定による命令(以下「措置命令」という。)により不適正な処分を行った者等(以下「行為者等」という。)が撤去した特定産業廃棄物は約三百トンであり、合計で約五十三万六千二百トンが撤去されたことである。これは、同県が定めた実施計画に基づいて行われている特定支障除去等事業が、前倒しで着実に進んでいることによるものと認識している。

二について

岩手県によれば、御指摘の事案について同県が定めた実施計画に基づき平成二十一年度までに同県が撤去した特定産業廃棄物は、平成十六年度に約一万三千六百トン、平成十七年度に約三万百トン、平成十八年度に約三万八千四百トン、平成十九年度に約四万二千二百トン、平成二十年に約四万六千八百トン、平成二十一年度に約五万三千三百トン、同年度までに措置命令等により行為者等が撤去した特定産業廃棄物は、平成十五年度に約三トン、平成十六年度に約千六百トン、平成十七年度に約百トン、平成十八年度に約七百トン、平成十九年度に約三千九百トンであり、合計で約二十二万七千七百トンが撤去されたことである。

三について

岩手県が定めた実施計画においては、特定産業廃棄物の推定量は三十二万四千三百トンとされているが、二について述べたとおり、平成二十一年度までに約二十二万七千七百トンが撤去されたこととあり、当該推定量の約七十

パーセントが撤去されたことになる。

また、青森県が定めた実施計画においては、特定産業廃棄物の推定量は九十九万八千六百トンとされており、同県及び岩手県の推定量の合計は百三十二万二千九百トンであるが、青森県及び岩手県においては平成二十一年度までに合計で約七十六万三千九百トンが撤去されたこととあり、青森県及び岩手県の推定量の合計の約五十八パーセントが撤去されたこととなる。

四について

青森県及び岩手県によれば、平成二十二年以降も平成二十一年度と同様に着実に撤去が進むこととなれば、実施計画において特定支障除去等事業の最終年度とされている平成二十四年度の早い時期には特定産業廃棄物の撤去は完了し、地形の整形等残余の事業を含め同年度内には特定支障除去等事業が完了するものと見込まれることとある。

五について

政府としては、青森県及び岩手県において平成二十四年度までに着実に特定支障除去等事業が完了されるよう、引き続き、特別措置法に基づく国庫補助等を行うほか、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めてまいりたい。

平成二十二年四月十三日提出
質問 第三八一号

平成二十一年度特別交付税に関する質問主意書

提出者 山口 俊一

平成二十一年度特別交付税に関する質問主意書

政府は平成二十二年三月十六日、平成二十一年度特別交付税について、交付額を閣議にて報告し決定された。前年度比二・七％増の金額となり、地方自治体の財政が逼迫する中、地方にとって特別交付税は大変重要な財源となっている。また、原口総務大臣は特別交付税の透明化を表明され、特別交付税に注目が集まっている。

これを踏まえて、次の事項について質問する。
一 平成二十二年三月一日の衆議院総務委員会での森山裕委員の質問に対し、原口総務大臣は「あした、私たちは政務三役で、特別交付税の分配も全部オープンにして、そしてより市町村に、より厳しい地域に特化できるように」と答弁されている。この度の特別交付税の配分に關しても、この発言の通り、オープンな配分となつておられると思つてゐる。よつて、この度の特別交付税の配分額の算定に關して、何をどのようにオープン化したのかお教えいただきたい。また、特別交付税の算定基準について、どのように見直しをされたのかを併せてお教えいただきたい。
二 交付税改革は原口総務大臣の肝いりで推し進められてきたものであり、特別交付税の算定基準を透明化し、地方自治体に対して事前に明らかにしておくことが必要と思われるが、事前に地方自治体にその算定基準を説明した事実はあるのかどうかお教えいただきたい。
三 原口総務大臣が担当されている地域活性化に關して、平成二十一年度第二次補正予算で創設

された地域活性化・きめ細かな臨時交付金の第二次交付限度額については、各地方自治体の交付限度額を平成二十二年三月二日に連絡する際に、算定基準を併せて連絡されるなどオープン化を進められたものと承知しているが、特別交付税についても同様に算定額と算定基準を併せて地方自治体に連絡する考えはないのかお聞かせいただきたい。

四 平成二十二年三月十六日の衆議院総務委員会での谷公一委員の質問に対し、原口総務大臣から「過疎地域、減少、急減地域に思い切つて傾斜をいたしました」との答弁があつたが、過疎地域への重点配分は具体的にどのような基準でなされたのかお教えいただきたい。

五 「過疎地域等に傾斜配分を」との原口総務大臣のご決断は素晴らしいと思つたが、今後、普通交付税に關しても過疎地域に更に傾斜配分をされるつもりがあるのかお聞かせいただきたい。また、更なる傾斜配分をされるのであれば、傾斜配分の基準をどのように見直されるつもりなのかお聞かせいただきたい。

六 原口総務大臣の担当されている地域主権に關して、民主党マニフェストでは「ひもつき補助金を廃止して地方の自主財源に転換する」旨の記載があるが、一括交付金と地方交付税の違いについてどう認識されているかお聞かせいただきたい。また、単純に補助金を廃止し、普通交付税額を増額されることは考えないのかお聞かせいただきたい。

七 過疎地域を含む地方はまだまだインフラ整備等遅れているところが多く、財政需要も多いの

が現実であると認識しているが、国家財政が厳しいのも事実である。今後、国家財政健全化の波の中で、地方を担当する総務大臣として、特別交付税を含む地方財源をどのように拡充されるつもりなのか、原口総務大臣の見解をお教えいただきたい。
右質問する。

内閣衆質一七四第三八一号
平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山口俊一君提出平成二十一年度特別交付税に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山口俊一君提出平成二十一年度特別交付税に關する質問に対する答弁書

一について

特別交付税は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)、地方交付税法施行令(昭和三十三年政令第一百七十七号)及び特別交付税に關する省令(昭和五十一年自治省令第三十五号)(以下「地方交付税法等」という。)に基づき、各地方団体に交付すべき額を算定しているところである。

平成二十一年度の特別交付税の額の算定に当たつては、同法第十五条第二項に基づく平成二十二年三月十六日の交付額決定に先立ち、公開で行われた同月三日の総務省政務三役会議において算定方針を議論し、決定した上で、当該方

針に基づき、算定を行ったところである。
平成二十一年度の特別交付税の額の算定基準については、新型インフルエンザ予防接種に要する経費及び人口が急激に減少した市町村の財政需要について、新たに算定項目に追加する等の見直しを行ったところである。

二について

特別交付税の額の算定基準は、地方交付税法等に規定されていることから、地方団体に明らかにされているところであり、算定に当たつては、事前に各都道府県に財政事情調査要領を通知すること等により、各地方団体に算定基準を説明しているところである。

三について

地方交付税法第十五条第二項の規定に基づき、特別交付税の額を決定したときは、同条第三項の規定に基づき、各地方団体に通知しているところであり、当該額の算定基準については、当該額が決定される日と同日に改正される特別交付税に關する省令の公布により、地方団体に對しても公表しているところである。

四について

過疎地域等の条件不利地域の市町村への特別交付税については、特別交付税に關する省令附則第二十二項の規定に基づき、過去二十年間の人口減少率が全国平均を上回っている市町村であつて、普通交付税の額が財政需要に比して過小であると認められる市町村について、財政需要に比して過小な額として総務大臣が算定した額を加算して、当該市町村への交付額を算定したところである。

五について

平成二十二年度の普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、過疎地域等の条件不利地域の市町村において住民に不可欠な行政サービスが提供できるよう、地方交付税法第十三条第十項の規定による人口が急激に減少した地方団体に係る補正係数の特例を見直すこととして、この見直しの具体的内容については現在検討中である。

六について
補助金等の一括交付金化については、平成二十三年度からの段階的実施に向け、地域主権戦略会議において現在検討中であり、お尋ねの地方交付税との関係について、現段階でお答えすることはできない。

七について
地方財政については、国家財政とともに健全化を図っていくことが必要であり、今後、地域主権戦略会議において、補助金等の一括交付金化や地方税財源の充実確保に向けた検討を行い、地方税や地方交付税などの地方団体が自由に使える財源の充実強化に取り組んでまいりたい。

平成二十二年四月十三日提出
質問 第三八二号

日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する質問主意書

本年四月十日付読売新聞夕刊一面に、『米兵裁判権を放棄』日米が秘密合意 一九五八年文書で判明との見出しで、一九五二年に締結された旧日米安全保障条約の付属協定である日米行政協定により、日本に駐留する米兵らの事件に関し、実質的に米国側に裁判権を譲るとしたとの密約（以下、「裁判権密約」という。）を示す文書が作成されていたことが、外務省の調査で明らかになったと報じられている。右の記事以下、「読売記事」という。）と二〇〇八年六月十日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六九第四五六号。以下、「政府答弁書」という。）を踏まえ、質問する。

一 「裁判権密約」に関しては、「読売記事」同様、二〇〇八年五月十八日付の北海道新聞でも、同月十七日までに機密解除された米国立公文書館の複数の文書の中で、それを示すものが見つかった旨報じられていた。過去の質問主意書で、「裁判権密約」は存在するのかと問うたところ、「政府答弁書」では「御指摘の『文書』については、具体的に何を指すのか明らかではないが、刑事裁判権に関し、我が国が一定の場合に、我が国の当局が有する裁判権を行使する第一次の権利（以下「第一次裁判権」という。）を放棄することについてアメリカ合衆国側との間で合意していたとの事実はなく、外務省として確認することは行っていない。」「米軍人による犯罪については、我が国の当局が有する第一次裁判権を放棄したことはない。」「刑事裁判権に関し、我が国が一定の場合に、我が国の当局が

有する第一次裁判権を放棄することについてはアメリカ合衆国側との間で合意していたとの事実はない。」との答弁がなされていた。これら答弁の起案・作成、及び決裁に関わった者の当時の官職氏名を全て明らかにされたい。

二 「読売記事」の内容は事実か。今回、「裁判権密約」を示す文書が外務省において見つかったというのは事実か。

三 昨年十一月四日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七三第一号）では、「お尋ねについては、現在行っている四件のいわゆる『密約』の有無をめぐる問題の調査をまずは終了した上で、適切な対処の仕方を検討したい。」と、「裁判権密約」については、先に外務省において有識者委員会が結成され、調査が行われていた四つの密約の件が片付いてから対処の仕方を検討する旨の答弁がなされていた。同省として、いつ、誰の責任の下で「裁判権密約」に関する調査を開始し、具体的にどの様な方策をもって調査を行っていたのか、詳細に説明されたい。

四 一で指摘した様に、「政府答弁書」において嘘の答弁がなされていたのはなぜか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第三八二号

平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの答弁書は、外務省北米局において起草し、外務省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

二について
本年三月九日、外務省は、いわゆる「密約」問題に関する調査の結果と併せて関連の文書を公表した。当該文書の中に、昭和三十三年十月四日の岸内閣総理大臣（当時）とマッカーサー駐日米国大使（当時）との会談を記録した文書（以下「本件文書」という。）がある。本件文書には、同大使が、千九百五十三年十月二十八日の刑事裁判権に関する分科委員会の文書に、日本側がある場合に裁判権を譲る趣旨が記録されているとして、同文書の公表を要請したとの趣旨の記述がある。お尋ねの文書は、本件文書を指すものと思われる。刑事裁判権に関し、我が国が一定の場合に、我が国の当局が有する裁判権を行使する第一次の権利を放棄することについて米国側との間で合意した内容の文書そのものの存在を今回外務省が確認したということではない。

三及び四について

外務省として、二についてでお答えした調査の結果の公表後、御指摘のような調査は行っていないが、お尋ねの「裁判権密約」の問題については、引き続き、適切な形で説明責任を果たしていくよう努力したい。

平成二十二年四月十三日提出
質問 第三八三三号

検察庁の各種マスメディアへの対応のあり方
に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察庁の各種マスメディアへの対応のあり方
方に関する質問主意書

週刊朝日二月十二日発売号の二十二頁から二十四頁にかけて、「暴走検察 子どもも人質」に女性秘書「恫喝」十時間」との見出しの、ジャーナリストの上杉隆氏による論文(以下、「上杉論文」という)が掲載され、それには、東京地方検察庁特別捜査部に所属している民野健治検事が、本年一月十五日、小沢一郎民主党幹事長の政治資金をめぐり逮捕された石川知裕衆議院議員の女性秘書に対し、被疑者としての出頭を予め明確に求めることなく全く別の理由で呼び出し、不意打ちの様な形で事情聴取を行った、その際に外部との連絡を無理矢理絶たせた、同秘書に対し、事実関係を云々に関係なく、検察の言いなりになることを脅迫ともとれる様な言いぶりでも求め、黙秘権を否定するかの様な発言をした、当初押収品の返却との理由で呼び出しをおきながら、一つの押収品も返却しなかつた旨の記述がなされている。それに対し、本年二月三日、東京地方検察庁の谷川恒太次席検事は、「上杉論文」は事実でないとする抗議文(以下、「抗議文」という)を週刊朝日の山口一臣編集長に出し、「上杉論文」における記述三点を挙げ、具体的にそれらがどの様に事実と異なるかを詳細に述べている。更にそれに対し、週刊朝日二月十九日発売号の二十一頁から二十三頁にか

けて、「暴走検察の果て 東京地検の『抗議』に抗議する」との見出しの、「抗議文」に対して上杉氏が掲載されている。右と「政府答弁書一」(内閣衆質一七四第三三八号及び「政府答弁書二」(内閣衆質一七四第三二六号を踏まえ、質問する。
一 「政府答弁書二」では「抗議文」について「御指摘の『抗議文』の写しについては、東京地方検察庁において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)等に基づき、必要な期間、専用の場所で保管するものと承知している。」との答弁がなされている。右の「抗議文」の写しは、東京地検のどこに保管されているか。

二 一の「抗議文」の写しの保管に責任を持つ者は誰か、その官職と氏名を明らかにされたい。
三 一の「抗議文」の写しは、いつまで保管されるのか、具体的な期間を明らかにされたい。
四 先の質問主意書で、検察庁、特に東京地検特捜部において、「抗議文」を作成し、週刊朝日側に送付するといった、マスメディアはじめ外部に対する抗議を担当する部署はどこか、また、「抗議文」の写しの保管及び外部に対する抗議を担当する部署の責任者は誰かと問うたところ、「政府答弁書二」では「地方検察庁においては、報道機関への対応を含む庁務について、検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)等に基づき、検事正がこれを掌理し、次席検事が検事正を助けてこれを整理するものと承知している。」との答弁がなされている。右答弁には「地方検察庁においては」とあるが、地方検察庁ではなく、

検察庁における「報道機関への対応を含む庁務」を担当する部署の責任者は誰か、その官職と氏名を明らかにされたい。
五 東京地検において、「政府答弁書二」の答弁にある「報道機関への対応を含む庁務」を担当する検事正及び次席検事の任に就いている者の氏名を明らかにされたい。
六 先の質問主意書で、過去に検察庁として、「抗議文」と同様に、ある特定のマスメディアに対して文書を送付し、抗議を行ったことはあるか、あるのなら、過去にどの様な報道に関し、どのマスメディアに対して、どの様な理由の下、どの様な内容の抗議を行ったのか、全て明らかにされたいと問うたところ、過去の答弁書では「お尋ねの過去における文書による抗議の有無については、記録が残されていないため、お答えすることは困難である」との答弁がなされている。右を受け、そもそも同庁において、「抗議文」と同様に、過去にある特定のマスメディアに対して文書を送付し、抗議を行ったことに関する記録が残されていないのはなぜかと更に問うたところ、過去の答弁書では「お尋ねについては、文書による抗議に関する記録が残されていないため、その理由についてもお答えすることは困難である」との答弁がなされている。法務省政務三役として、検察庁において「報道機関への対応を含む庁務」を担当する四の者に問い合わせた上で、右の質問に回答することを求める。

七 その理由の如何に関わらず、そもそも検察庁、特に東京地検において、「抗議文」と同様に、ある特定のマスメディアに対して文書を送付し、抗議を行ったことはあるか、あるのなら、過去にどの様な報道に関し、どのマスメディアに対して、どの様な理由の下、どの様な内容の抗議を行ったのかについて、一切の記録が残されておらず、事実関係を明らかにできないということは、同庁、同地検の「報道機関への対応を含む庁務」がいかに杜撰であるかを示す証左に他ならないと考える。右につき、法務省政務三役はどの様に考えるか。
八 既に明らかにされている様に、東京地検は「抗議文」に対して「上杉論文二」が出された後、それに対する更なる抗議は行っていない。これまで何度か指摘しているが、「上杉論文二」の内容は、「抗議文」において東京地検が主張した点一つ一つに対し、事細かな反論を行ったものであり、「抗議文」における東京地検の主張がいかに根拠のないものであるかを示している。東京地検、検察庁、ひいては法務省として、あくまで民野検事はじめ東京地検が、石川議員の秘書に対して「上杉論文二」及び「上杉論文二」に書かれている様な非人道的な事情聴取は行っていないと主張するのなら、当然「上杉論文二」に対しても抗議をしなくてはならない。右については、「政府答弁書二」にもある様に、これまで「一般論として申し上げれば、同一の事柄について複数の記事が掲載されたとしても、当初の抗議で十分と考えられる場合もある」との答弁がなされているのみである。法務省政務三役として、なぜ「上杉論文二」に対して更なる抗議を行う必要はなく、「上杉論文二」に対して「抗

議する」とあるが、地方検察庁ではなく、

議文を送るだけで十分であると考えているのか、その理由を明らかにされたい。なお、当方が問うているのは一般論の話ではないところ、「一般論として申し上げれば、…」として右と同じ答弁を繰り返すことのない様要請する。右質問する。

内閣衆質一七四第三八三号
平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁の各種マスメディアへの対応のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁の各種マスメディアへの対応のあり方に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「抗議文」の写しについては、東京地方検察庁において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二年政令第四十一号)及び東京地方検察庁及び管内区検察庁行政文書管理規程(平成十三年東地企第百二十六号検事正訓令)に基づき、組織としての管理が適切に行うことができる専用の場所で、保存するものと承知している。

二及び五について

東京地方検察庁における庁務については、検

察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)等に基づき、検事正がこれを掌理し、次席検事が検事正を助けてこれを整理するものと承知している。現在の東京地方検察庁検事正の氏名は、岩村修二であり、次席検事の氏名は、大鶴基成である。

三について

御指摘の「抗議文」の写しについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令及び東京地方検察庁及び管内区検察庁行政文書管理規程により、保存期間を事務処理上必要な一年未満の期間とする文書に当たると承知しているが、具体的な保存期間については、同規程の規定により延長されることもあるため、お答えすることは困難である。

四について

報道機関への対応を含む庁務については、検察庁法等に基づき、最高検察庁においては、検事総長がこれを掌理し、次長検事が検事総長を補佐し、高等検察庁においては、検事長がこれを掌理し、次席検事が検事長を助けてこれを整理し、地方検察庁においては、検事正がこれを掌理し、次席検事が検事正を助けてこれを整理し、上席検察官の置かれた区検察庁においては、その庁の上席検察官がこれを掌理し、その他の区検察庁においては、その庁に属する検事又は副検事(副検事が二人以上あるときは、検事正の指定する副検事)がこれを掌理するものと承知している。

六について

先の答弁書(平成二十二年三月五日内閣衆質

一七四第一五九号)一及び二について及び先の答弁書(平成二十二年三月三十日内閣衆質一七四第二八六号)三についてについては、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官が、その作成に必要なすべての情報を、法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号)により検察に関することを所管する法務省刑事局から提出させた上で作成したものである。

七について

お尋ねの過去における文書による抗議の有無については、記録が残されていないため、抗議を行ったことがあるか否か、お答えすることは困難である。

八について

個別具体的な事件における検察当局の報道機関への対応についてお答えすることは、公表していない捜査の内容を推知させることとなる等の問題があるので、答弁することは差し控える。

平成二十二年四月十四日提出
質問 第三八四号

外務省ODA評価有識者会議の座長が理事を務める財団法人がODA事業を受注していた件に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省ODA評価有識者会議の座長が理事を務める財団法人がODA事業を受注していた件に関する質問主意書

本年四月十三日の毎日新聞報道によると、同年三月末で廃止となった外務省のODA評価有識者

会議(以下、「有識者会議」という。)の座長であった牟田博光氏が理事を務める財団法人「国際開発センター」が、二〇〇五年度から二〇〇九年度にかけ、合計十一件、総額約二億三千万円分のODA調査事業を受注していたことが明らかになったとのことである。右を踏まえ、質問する。

一 「有識者会議」の活動趣旨、設立された経緯等、同会議の詳細について説明されたい。

二 牟田氏はいつから「有識者会議」の座長を務めていたか。

三 外務省として、国際開発センターが二〇〇五年度から二〇〇九年度にかけてODA事業を受注していたことをいつ知ったのか。

四 報道によると外務省は、同一人物がODAを評価する側と実施する側の双方にいたことで疑念を持たれたとして、「有識者会議」を本年三月末で廃止したとのことであるが、右は、国際開発センターが二〇〇五年度から二〇〇九年度にかけてODA事業を受注したことが、同センターの理事であった牟田氏が「有識者会議」の座長を務めていたことと、実際に何らかの関連性があったからと理解して良いか。

五 新聞報道によると、牟田氏は国際協力機構の外部有識者事業評価委員会委員長を務めているとのことである。また、自身が副会長を務める特定非営利法人「日本評価学会」が、二〇〇五年度から二〇〇九年度にかけ、同機構等が発注するODA評価事業計十件を随意契約等で受注していたとのことである。右も、牟田氏が発注する側と受注する側の双方の立場にあったことが関係しているのか。

六 四と五の事例は、牟田氏が理事、副会長を務める国際開発センターと日本評価学会に対して、外務省により何らかの便宜が図られたと受け止められるのではないかと考えるが、同省の見解如何。

七 今回明らかになったことを踏まえ、外務省として、ODAの透明性向上、ODAに対する国民の信頼回復に向け、今後どのような対応を取る考えているのか明らかにされたい。

内閣衆質一七四第三八四号

平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省ODA評価有識者会議の座長が理事を務める財団法人がODA事業を受注していた件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省ODA評価有識者会議の座長が理事を務める財団法人がODA事業を受注していた件に関する質問に対する答弁書

一について

ODA評価有識者会議は、政府開発援助大綱(平成十五年八月二十九日閣議決定)に「専門的知識を有する第三者による評価を充実させる」旨が明記されたことを契機に、平成十五年十月に外務省経済協力局長の懇談会として開始した。同会議は、評価の実施を通じて、政府開発

援助(以下「ODA」という)の質の向上のため、の提言を行うことを目的としていたものである。

二について

御指摘の者は、ODA評価有識者会議が開始した平成十五年十月から座長を務めていた。

三について

ODAに対する評価の事業(以下「ODA評価事業」という)は外務省が発注していることから、財団法人国際開発センターが平成十七年度から平成二十一年度にかけてODA評価事業を受注していたことは、平成十七年度よりその都度承知していた。

四について

ODA評価有識者会議を平成二十一年度末をもって終了したことについては、ODA評価体制の改善の観点から行ったものであり、御指摘は当たらない。

五について

御指摘の者が独立行政法人国際協力機構の外務省有識者事業評価委員会委員長を務めていたのは事実であるが、同委員会とは同機構等のODA評価事業の発注先の選定にはかかわっていないため、御指摘は当たらない。

六について

四について及び五について述べたとおりであり、御指摘は当たらないと考える。

七について

御指摘の点も含め、現在行っているODAの在り方についての基本的見直しの中で、検討しているところである。

平成二十二年四月十四日提出
質 問 第 三 八 五 号

外務省による日中青少年交流事業に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省による日中青少年交流事業に関する質問主意書

一 外務省は、日中平和友好条約の締結から三十周年となる二〇〇八年を「日中青少年友好交流年」とし、様々な日中間の青少年交流事業を行っていることを承知するが、右につき、その概要を改めて説明されたい。

二 外務省の所管法人に日中友好会館という財団法人があると承知するが、右財団の活動趣旨、設立された経緯等、詳細について説明されたい。

三 外務省として、日中友好会館に対し、年額いくらの助成を行っているのか、過去十年間につき明らかになされたい。

四 日中友好会館に天下っている外務省職員はいるか。いるのなら、過去十年間につき、天下った者の氏名、人数、同省退職時の官職を全て明らかにされたい。

五 「日中青少年友好交流年」に関連する事業にはどのようなものがあるか説明されたい。

六 五の事業の本年度の予算額及びこれまでに使われた額はいくらか、それぞれ明らかにされたい。

七 五の事業の実施団体はどこか。また、それはどのような経緯で決定されたのか説明されたい。

八 日中友好会館が、五の事業を請け負っているという事実はあるか。あるのなら、どのような経緯により、どの事業をどれだけの予算額で請け負っているのか、それぞれ明らかにされたい。

九 「日中青少年友好交流年」に関連する事業のうち、日中友好会館が請け負っているものは、事業件数、予算額等で見た時、全事業のどれだけの割合を占めているか。

十 「日中青少年友好交流年」に関連する事業を、外務省が日中友好会館にほとんど丸投げしているという事実はあるか。

十一 十で、あるのなら、それはなぜか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第三八五号

平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による日中青少年交流事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による日中青少年交流事業に関する質問に対する答弁書

一について

我が国は、中国政府との間で、日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約(昭和五十三年条約第十九号)締結三十周年を記念し、日中両国の将来を担う青少年の交流を促進し、両国

青少年の相手国に対する理解と友好的感情を増進することを目的として、平成二十年を「日中青少年友好交流年」とし、同年五月の四川大地震で被災した高校生を招へいを含む高校生交流、大学生交流、行政、経済、学術、文化芸術、メディア等の分野における青年交流等を通じて、四千人規模の青少年交流を実現した。

二について

財団法人日中友好会館(以下「会館」という)は、日中両国間の人事、経済、文化の友好交流を盛んにし、両国の未長い確固不動の友好関係を築き上げ、もって両国の経済、文化の発展向上を図り、世界の平和と繁栄に貢献することを目的とする法人として、昭和五十八年八月三十一日に、財団法人善隣学生会館から改組したものである。

三について

外務省として、会館に対して、平成十二年度から平成十五年度は毎年約二億八千七百万円、平成十六年度は約二億三千四百万円、平成十七年度は約六億三千六百万円、平成十八年度は約八十二億九千四百万円を拠出しているが、平成十九年度以降は拠出していない。

四について

お尋ねの「天下っている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、外務省において確認した範囲では、平成十二年四月から平成二十二年三月までの十年間に会館に勤務経験のある外務省出身者の氏名及び退職時の官職は、(一)野田英二郎、特命全權大使、(二)谷野作太郎、特命全權大使、(三)赤倉亮、情報分析官、

(四)高橋迪、総領事、(五)小原育夫、外交史料館長の五名である。

五及び六について

お尋ねの「関連する事業」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「日中青少年友好交流年」の活動に関する協力計画に基づき、「日中青少年友好交流年」の事業として、外務省は、平成二十年度に「日中記者交流計画」による中国人記者招へい、防衛当局の若手幹部の交流、中国における各種文化交流事業を実施するとともに、民間団体等による各種交流事業のうちふさわしいと考えられる事業を「日中青少年友好交流年」の事業として認定したほか、会館は、四千人規模の青少年交流事業を実施した。

七について

中記者交流計画」による中国人記者招へいに約七百万円、防衛当局の若手幹部の交流に約七百万円、在外公館文化事業に約一千万円、合計約二千四百万円を支出し、会館は、平成二十年度の青少年交流事業として、約十三億五千四百万円を支出している。

八について

平成十九年度から五年間で実施予定の「二十世紀東アジア青少年大交流計画」の一環として、

九について

て、会館に対し、八十一億八千五百万円を拠出し、会館は、平成二十年度にそのうち約十三億五千四百万円を用い、四千人規模の青少年交流事業を実施した。

十及び十一について

五及び六について述べた事業には、「日中青少年友好交流年の事業」として認定された民間団体等による各種交流事業(以下「認定事業」という)が含まれるため、一概に全事業の予算額を算定することは困難である。また、五及び六について述べた事業の件数については、会館の青少年交流事業が十五件あるほか、外務省による中国人記者招へい一件、防衛当局の若手幹部の交流一件、在外公館文化事業四十二件、認定事業七十四件の合計百三十三件がある。

十二及び十三について

五及び六について述べた事業については、外務省として、それぞれ適切に実施又は関与してきており、「日中友好会館にほとんど丸投げしている」との御指摘は当たらないものと考え

る。平成二十二年四月十四日提出 質問 第三八六号 学校給食における地産地消の推進に関する質問主意書 提出者 木村 太郎

質問主意書

学校給食における地産地消の推進に関する質問主意書 東北各県では、学校給食における食材の地産地消を進めようと、平成二十二年から本格的に取

一 東北各県で、学校給食における食材の地産地消を進めようと各施策が打ち出されているが、国はどう評価しているか。

り組んでいくこととしている。例えば福島県では、学校側と農家が連携する体制を作り、協議会を設置することとし、その協議会のメンバーの中で、生産者側は、学校が求める農産物の時期と量を基に作付け計画を立て、栄養士は旬の食材を取り入れた献立を作るなどとしている。

二 先に述べた、福島県や青森県のような具体的な施策に対し、財政面も含め国はどのような支援を考えているのか。

青森県では、加工品開発を推進することとしており、野菜の生産が少ない冬季でも地場産を使い、調理の手間も省けるよう冷凍カット野菜などを想定し、生産者、流通・加工業者、学校調理担当者らが開発する経費を助成することとしている。

三 学校給食における地産地消を進めようとする中で、何よりも子供達の健康と食育の重要性を考えれば、学校栄養士の存在が極めて大切と考えるが、国はどのように考えているのか。

一方国は、平成二十二年まで小中学校の給食で使う食材のうち、地場産の割合を三十%以上という目標を掲げていることから、東北各県で進めようとする取り組みが、成果をあげることが重要と考える。

四 三に関連し、今年度に新たに採用された学校栄養士の数は、どのようになっており、そして都道府県ごとの学校栄養士の数は、どのようになっているのか。

従って、次の事項について質問する。

五 四に関連し、都道府県ごとに差異が大きく生じているのではないか。だとすれば、国は都道府県に対し、財政面も含めどのように支援していくのか。

六 自公政権時の平成十八年に策定した食育推進基本計画では、地場産物は地域の自然や食文化、産業への理解を深める生きた教材として位置づけている。その観点に加え、国は平成二十二年度までに、小中学校における給食で使う食材のうち、地場産の割合を三十%以上という目標も掲げているが、達成できるのか。

七 六に関連し、目標を達成するために、国は今後どのような取り組みをしていくのか。また、今年度の予算では、どのように措置されているのか。右質問する。

内閣衆質一七四第三八六号

平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出学校給食における地産地消の推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出学校給食における地産地消の推進に関する質問に対する答弁書

一、二、六及び七について

文部科学省としては、学校が所在する地域の産物(以下「地場産物」という。)を学校給食に活

用することは、地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童生徒の理解の増進を図る上で重要であると考えており、御指摘の福島県及び青森県のような地域の実情に応じた主体的な取組が行われることは望ましいことと考えている。

文部科学省においては、学校給食における地場産物の活用を促進するため、「学校給食における地場産物活用事例集」を作成して各学校等に配布するほか、各都道府県において学校給食への地場産物の供給体制の在り方や地場産物を活用した食品の開発等に関する調査研究を行うための事業を実施してきたところであり、この調査研究事業については、平成二十二年年度予算においても所要額を計上しているところである。今後とも、食育推進基本計画(平成十八年三月三十一日食育推進会議決定)に掲げた地場産物の使用に係る目標が達成されるよう、都道府県教育委員会等の取組を支援してまいりたい。

三について

栄養教諭及び学校栄養職員(以下「栄養教諭等」という。)は、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる者として、学校給食に地場産物を活用し、地場産物を活用した食に関する指導を行う上で、重要な役割を担っているものと考えている。

四について

国公私立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)、夜間課程を置く高等学校及び特別支援学校並びに共同調理場に置かれてい

る栄養教諭等の都道府県別の数については、「政府統計の総合窓口」のホームページにおいて「都道府県別栄養教諭・学校栄養職員配置状況」として公表しているところである。なお、平成二十二年度における栄養教諭等の新規採用者数は把握していない。

五について

各都道府県における栄養教諭等の数については、都道府県ごとに、学校給食を実施している学校の数やその児童生徒数、学校給食の単独実施校と共同調理場を利用している学校の割合等が異なるため、単純な比較は困難であるが、文部科学省としては、各都道府県において必要な栄養教諭等が配置されるよう、都道府県教育委員会等に対して栄養教諭等の重要性等について様々な機会を通じて周知するとともに、必要な財源の確保に努めてまいりたい。

平成二十二年四月十五日提出
質問 第三八七号

経済連携協定(EPA)に基づく外国人の看護

師や介護福祉士の候補者に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

経済連携協定(EPA)に基づく外国人の看護師や介護福祉士の候補者に関する質問主意書

厚生労働省は、先日、日本との経済連携協定(EPA)に基づいて、国内の病院で働いているインドネシア人とフィリピン人の看護師候補者三人

が、看護師国家試験に合格したと発表した。EPAで来日した看護師候補者の合格は今回初めてとなることから、国の今後の対応を確認することが重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 今回、三人が合格したというものの、受験者の約一%であったことを、国はどのように分析しているか。

二 一に関連し、合格者が約一%にとどまったことを踏まえ、日本語学習での支援強化をはじめとする国の今後の対応を、どのように考えているか。

三 合格者の一人である足利赤十字病院(栃木県足利市)に勤めているフィリピン人女性ラリン・エバー・ガメッドさんは、記者会見で、「素晴らしい教育環境を提供してくれた病院の人達に感謝したい。」と述べていた。このコメントからも、ご本人のご努力はもとより、勤務する病院等環境のあり方も重要と考えるが、国はその充実に向けてどう取り組んでいくのか。

四 EPAに基づく外国人の介護福祉士候補者の国家試験に関し、合格率や合格者の数はどのようになっているか、またそれを踏まえ、今後国はどのように対応していくのか。

五 EPAに基づいて来日をし、国内で勤務している外国人の看護師候補者や介護福祉士候補者の、国家試験の合格率や合格者の数について、国はどのような理想をもっているのか。右質問する。

内閣衆質一七四第三八七号

平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出経済連携協定(EPA)に基づく外国人の看護師や介護福祉士に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出経済連携協定

(EPA)に基づく外国人の看護師や介護福祉士の候補者に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十二年二月に厚生労働省が実施した「インドネシア人看護師候補者受入実態調査」の結果等を踏まえ、受験者の日本語能力が十分でないこと、看護師国家試験のための学習環境が十分整備されていないことが、合格率が約一パーセントであった主要な原因であると考えている。

二及び三について

政府としては、今年度から、経済連携協定(経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(平成二十年条約第二号)又は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(平成二十年条約第十六号)をいう。以下同じ。)に基づき入国した外国人看護師候補者(以下「看護師候補者」という。)の日本語習得を含めた看護師国家試験のための学習環境を整備するための施策の更なる充実や看護師

候補者が勤務する病院等における研修体制の充実を図ることとしており、意欲のある看護師候補者が一人でも多く看護師国家試験に合格できるように、これらの施策を推進してまいりたい。

四について

これまで、経済連携協定に基づき入国した外国人介護福祉士候補者(以下「介護福祉士候補者」という。)のうち、介護福祉士試験を受験した者はいない。

なお、介護福祉士候補者の介護福祉士試験の合格に向けた学習を支援するため、今年度から、介護福祉士候補者を日本語学校に通学させた場合等に受入施設に対する助成を行うとともに、日本語習得の支援を目的とした集合研修を実施することとしており、意欲のある介護福祉士候補者が一人でも多く介護福祉士試験に合格できるよう、これらの施策を推進してまいりたい。

五について

政府としては、合格率や合格者数について具体的な目標を定めているわけではないが、看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入制度を創設した趣旨にかんがみ、日本語教育に力を入れることにより、利用者や同僚職員とコミュニケーションを十分にとることができる意欲のある看護師候補者及び介護福祉士候補者が一人でも多く看護師国家試験又は介護福祉士試験に合格できるよう、平成二十二年度には、前年度予算額の約十倍に当たる八・七億円を計上し、日本語能力の向上のための施策等を推進している

ところである。また、看護師国家試験又は介護福祉士試験における難解な用語の取扱いについて保健師助産師看護師試験委員会及び介護福祉士試験委員会で検討してまいりたい。

平成二十二年四月十五日提出
質問 第三八八号

民法の事務管理の規定に関する質問主意書

提出者 馳 浩

民法の事務管理の規定に関する質問主意書
わが国民法は第三編第三章において事務管理の規定を置いている。この趣旨は他人の生活への不当な干渉の排除と、社会生活における相互扶助の要請との調和を図ることにある。

この趣旨自体には賛成であるが、一部合理的と思えない部分があるので、民法を改正し、立法的解決を図るべきではないか。

そこで、次の事項について質問する。

一 事務管理には、委任契約における民法第六四八条のような条文がないため、管理者の本人に対する報酬請求権は認められない。しかし、実質的には民法第七〇二条の本人への費用償還請求権を広く認めることによつて対処していると承知している。とはいえ、このような対処では管理者の保護が不十分である。

管理者の本人に対する報酬請求権を認めるべきではないか、政府の見解を問う。

二 また、事務管理には委任の受任者に関する民法第六五〇条第三項のような規定がないため、管理者がみずから過失なくして被った損害につ

いて、本人に対し損害賠償請求することも認められない。この点についても、管理者保護の観点から、本人に対する損害賠償請求権を認めるべきではないか、政府の見解を問う。
右質問する。

内閣衆質一七四第三八八号

平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出民法の事務管理の規定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員馳浩君提出民法の事務管理の規定に関する質問に対する答弁書

一及び二について

民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百九十七条第一項の事務管理は、「義務なく他人のために」事務を管理する行為であつて、同法第六百四十三条の委任契約とは異なり、本人の委託を受けずに行われるものであるから、管理者の本人に対する一般的な報酬請求権や損害賠償請求権を認めると、本人の事務について他人の過度の干渉を招くおそれがあると考えられる。

なお、御指摘の同法第七百二条は、本人のために「有益な費用を支出したとき」の償還請求だけでなく、「有益な債務を負担した場合」の代弁済等の請求も認めており、管理者の保護は、事案に応じた同条の適切な解釈・適用により図られるものと考えている。

平成二十二年四月十五日提出
質問 第三八九号

春と秋の大型連休に関する質問主意書

提出者 馳 浩

春と秋の大型連休に関する質問主意書

三月四日付の日本経済新聞によると、「政府の観光立国推進本部(本部長・前原誠司国土交通相)は三日の作業部会で、春と秋の大型連休を地域ごとに分散する試案を示した。」とのことである。

しかし、「経済界などから一律の適用には異論もあつた」というように、国が強制的に地域の休日を決めることが合理的であるのか疑義がある。そこで、次の事項について質問する。

一 「製造業では工場により休日が異なると、在庫増加や納品までの期間延長につながり、国際競争力に影響する」との指摘がある。この指摘に対する政府の見解を問う。

二 「地域ごとに金融機関や青果市場などの営業日が異なると企業の資金繰りや食材の調達にも支障が生じかねない。」との指摘がある。この指摘に対する政府の見解を問う。

三 「有給休暇を取得しやすくする方が効率的」との指摘がある。この指摘に対する政府の見解を問う。

四 三に同じ、同日付の日本経済新聞によると、「事業主へ年次有給休暇の取得率の目標設定を促すほか、二週間程度の連続休暇制度を設ける場合、職場のすべての労働者が取得できる制度の検討を求める。」とある。このような「有給休暇を取得しやすくする」体制の構築に全力を注ぐべきではないか、政府の見解を問う。

五 「春と秋の大型連休を地域ごとに分散する」際、地域の要望は反映されるのか。反映されないとするならば、そもそも、地域の休日を国が一方向的に決めることが可能なのか、政府の見解を問う。

内閣衆質一七四第三八九号

平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出春と秋の大型連休に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員馳浩君提出春と秋の大型連休に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「試案」に関しては、平成二十二年三月三日に開催した観光立国推進本部第二回休暇分散化ワーキングチームにおいて、社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会からヒアリングを実施したところであり、当該ヒアリングの結果や御指摘の趣旨も踏まえつつ、今後、大型連休の分散化等が経済活動に与える影響等について検討を行うこととしている。

三及び四について

御指摘の「有給休暇を取得しやすくする方が効率的」の意味するところが必ずしも明らかではないが、観光立国推進基本法(平成十八年法律第十七号)第十九条において、国は、観光

旅行の容易化及び円滑化を図るため、休暇に関する制度の改善その他休暇の取得の促進、観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和等に必要施策を講ずるものとされており、御指摘の「試案」に関する検討を進めるとともに、年次有給休暇を取得しやすくする環境の整備に向けても取り組んできているところである。すなわち、

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成二十一年十二月八日閣議決定)等を踏まえ、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)第四条第一項の規定に基づき「労働時間等設定改善指針」(平成二十年厚生労働省告示第八八号)について、事業主が講ずべき措置として年次有給休暇の完全取得に向けた取得率の目標設定の検討を追加する等の改正を行い、その周知を図るなど必要な取組を行っているところである。今後とも、年次有給休暇を取得しやすくする環境の整備に最大限努力してまいりたい。

五について

大型連休の分散化等については、地域の意見も聴きつつ検討を進めてまいりたい。

平成二十二年四月十五日提出
質問 第三八九号

東京国立博物館の展示表示等に関する再質問主意書

提出者 馳 浩

東京国立博物館の展示表示等に関する再質問主意書

東京国立博物館を始めとする独立行政法人の国

立博物館において、古九谷を「伊万里古九谷様式」として展示していることに関する質問主意書を本年三月一日に提出し、三月九日に答弁書の送付を受けたが、さらに確認したい点がある。

従って、次の事項について質問する。

一 前回の質問主意書に対する答弁書では、「独立行政法人国立文化機構(以下「機構」という)が設置する博物館において展示される文化財の表示については、機構の責任において行われているものであり、お尋ねについて政府としてお答えする立場にない」との答弁であったが、国立博物館において「伊万里古九谷様式」と表示したのは、独立行政法人となる以前の平成三年からである。機構が自主的に行つたものではなく、行政直営時の表示を踏襲しているのだから、その説明責任は行政にあることは明白であるから、改めて先に提出した質問主意書の一から三について政府の説明を求める。

二 国指定重要文化財「古九谷 色絵竹呷々鳥文大皿」がなぜ長年展示されずにいるのか」という質問に対して、「その時々々の展示の企画内容等に見合った文化財を選定していると聞いています。」との答弁であったが、戦前戦後を通じて最も高い評価を与えられていた代表作でありながら、古九谷を伊万里古九谷様式として表示されたのは昭和六十一年の東京国立博物館主催「日本の陶磁展」では展示されておらず、以降も国立博物館主催の展示会では一切展示されていない。その時々々の企画内容に見合った選定をしているのであれば、わが国色絵陶磁器の最高峰ともいふべき本作品が展示されなかったのは不自

然である。機構移行以前の展示であり、文化財保護法第四条に謳われている「公開する等その文化的活用を努めなければならない」という、法の趣旨にも反するものであることから、この点を含めて、改めて先の質問主意書の五について政府の説明を求める。

三 文化庁所有の国指定重要文化財「古九谷 絵牡丹獅子文鏡子」が、平成十九年の文化庁・九州国立博物館主催「日本のやきもの」展で、重要文化財指定名称とは異なる「伊万里(有田)・古九谷様式」という表示で展示されていた。文化庁の主催事業でこうした表示をするのであれば、重要文化財の指定名称を変更した上で実施すべきであり、文化庁自らが齟齬を生じさせていると考えられるが、政府の説明を求める。右質問する。

内閣衆質一七四第三九〇号
平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出東京国立博物館の展示表示等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出東京国立博物館の展示表示等に関する再質問に対する答弁書

一について
独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館が国の施設等機関であった時における「伊万里 古九谷様式」という表示については、当時

の関係学会等における学術研究の成果等を踏まえて行っていたものであるが、「古九谷伊万里 説」について「国は現任どのような認識を持っているか」とのお尋ねについては、お答えする立場にない。また、「伊万里 古九谷様式」という表示をしたことによつてどのような影響を与えたかについては承知していないが、いずれにせよ、各博物館において展示される文化財の表示については、それぞれの設置者の責任と判断により行われているものと認識している。

二について

東京国立博物館においては、国の施設等機関であった時においても、所有する文化財についてできるだけ公開する等その文化的活用を努めてきたところであるが、八万件を超える収蔵品の中から限られた数の文化財を展示する必要があるため、その時々展示の企画内容等に見合った文化財を選定してきたところであり、御指摘の「日本の陶磁」展において展示した文化財の選定についても同様に行つたものである。

その他のお尋ねについては、先の答弁書(平成二十二年三月九日内閣衆質一七四第一八七号)五についてでお答えしたとおりである。

三について

御指摘の「日本のやきもの」展において展示した文化財の中には、御指摘の重要文化財を含め、名称の中に含まれている産地名や分類名を示す部分を区分して別に表示したものがあつたが、これは名称の表示を簡潔に行う等の観点から行つたものである。

平成二十二年四月十五日提出
質問 第三九一 号

政策案の公募に関する質問主意書

提出者 馳 浩

政策案の公募に関する質問主意書

三月四日付の日本経済新聞によると、「鳩山内閣は三日、すべての中央省庁職員を対象に、新しい政策案を公募する方針を決めた。」とある。しかし、「民主党は昨年の衆院選のマニフェスト(政権公約)で『政務三役が中央省庁の政策立案・決定を担う』と記し、政権担当後は『脱官僚依存』を掲げてきた。」はずである。

そこで、次の事項について質問する。
一 マニフェストに記された「政務三役を中心に政治主導で政策を立案、調整、決定する。」との文言の具体的な意味について、政府の見解を問う。

二 また、マニフェストには、「閣僚を先頭に政治家自ら困難な課題を調整する。」と記されているが、この記述と政策案の公募とは矛盾しないか、政府の見解を問う。
三 「選ばれた職員のアイデアには予算を認める」としてあり、『コンベン』が省庁間の予算争奪戦に利用されるとの懸念もある。この懸念に対する政府の見解を問う。

四 そもそも、内閣とは一定の価値観の実現を目指した集団であり、政策はその価値観実現のための方法論である。とするならば、政策案の公募の前に、内閣の価値観の提示が必要となるが、今回の政策案の公募に先立つ価値観は何

か、政府の見解を問う。
右質問する。

内閣衆質一七四第三九一 号
平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出政策案の公募に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出政策案の公募に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「マニフェスト」の内容について、政府としてお答えする立場にないが、「政・官の在り方」(平成二十一年九月十六日閣僚懇談会合せ)においては、政務三役を含む「政」は、責任をもって行政の政策の立案・調整・決定を担うとともに、「官」を指揮監督するものとされ、政策の立案・調整・決定は、「政」が責任をもつて行い、「官」は、職務遂行上把握した国民のニーズを踏まえ、「政」に対し、政策の基礎データや情報の提供、複数の選択肢の提示等、政策の立案・調整・決定を補佐するものとされている。

「ハトミミ」職員の声「政策グランプリ」大臣ダイレクトー(国民のための政策に関するテーマ別意見募集)(以下「政策公募」という。)については、行政の現場での経験や知見を踏まえた提案を広く受け付けること等を目的として、国民のための政策に関する意見募集を実施したも

のであり、寄せられた提案の審査は政務三役によつて行われることから、「政・官の在り方」に沿つたものであると考えている。

三について
お尋ねの「省庁間の予算争奪戦」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政策公募に寄せられた提案については、厳正な審査の上、内閣府特命担当大臣(行政刷新)及び国家戦略担当大臣により特に優れた提案として認められたものについて、その実現への途を開くこととされているところである。

四について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、鳩山内閣における基本方針については、「基本方針」(平成二十一年九月十六日閣議決定)等においてお示ししているところである。

平成二十二年四月十五日提出
質問 第三九二号

国家公務員の新規採用に関する質問主意書

提出者 馳 浩

国家公務員の新規採用に関する質問主意書
国家公務員の定員が計画的に削減されていくなかにおいては、定年・自己都合退職ならびに欠員の活用による新規採用枠の確保だけでは、必要とされる新規採用枠を十分確保できない現状にあると聞く。すなわち、一定数の早期勧奨退職者が確保出来なければ、新規採用者が十分確保されない現状と聞く。一方、政府は早期勧奨退職を推進しておらず、定年までの勤務を推進している。これ

では、必要とする新規採用者の確保が出来ず、ひいては公務に支障を来すことになるのではないかと。
そこで、次の事項について質問する。

一 各府省庁において、アルバイト職員等を除いて正規の職員たる部下が全く存在しない、いわゆる「二人係長」は何人いるのか、府省庁毎の人数を知りたい。

二 現在の国家公務員の定員削減計画を維持しつつ、早期勧奨退職を推進しなくても、必要とされる新規採用者の人数を確保できると認識されているのか政府の見解を問う。

三 以上のような国家公務員の新規採用枠の確保の問題について、どのような対策をいつまでにとる方針なのか政府の見解を問う。
右質問する。

内閣衆質一七四第三九二号
平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出国家公務員の新規採用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出国家公務員の新規採用に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「いわゆる「二人係長」の府省庁ごと

の人数については、平成二十二年四月一日現在で、係等の組織の長であつて常勤職員の部下が存在しないものの数を調査したところ、内閣の

機関四人、内閣府本府四百六十八人、宮内庁十九人、公正取引委員会百人、国家公安委員会千七百七十三人、金融庁三百八十八人、消費者庁五十九人、総務省四百七十一人、法務省七百七十三人、外務省七十四人、財務省八百九十人、文部科学省四百五十二人、厚生労働省三千五百七十八人、農林水産省六千九百二十四人、経済産業省千五百九十七人、国土交通省八千三百四十七人、環境省二百八十八人及び防衛省千三百八十人となつている。

二及び三について
現内閣においては、天下りのあつせんの根絶

を図ることとしており、また、公務員の総人件費の抑制に留意した人事管理が必要と考えているところであるが、その際、公務の活力を確保する観点から、公務員の意識改革を進めるため、民間企業等との人事交流機会の拡充など勤務経験の多様化を図ることが重要であると考えている。

これらの取組を進めつつ、公務の能率的な運営を確保する観点から必要な新規採用の規模について、現在、検討しているところであり、今後、平成二十三年度における新規採用についての取組方針を速やかに定めてまいりたい。

平成二十二年四月十五日提出
質問 第三九三号

宮中晩餐会等において用いられる酒類に関する質問主意書

提出者 谷 公一

宮中晩餐会等において用いられる酒類に関する質問主意書

国賓・公賓など外国からの賓客の来日に際し、宮殿や御所において天皇皇后両陛下が催される晩餐会や歓迎会、日本国内で開催される主要国首脳会議(G8サミット)等の外交行事や諸外国の要人の本邦訪問等の際の会食、在外公館における外国要人の接遇などにおいて様々な酒類が使用されている。例えば、宮中晩餐会における乾杯には、普通、シャンパンもしくはワインが用いられているといわれているが、日本酒で乾杯が行われた例もあるという。

こうした場合を踏まえ、質問する。
一 平成元年以降、天皇皇后両陛下が催される晩餐会や歓迎会における乾杯で、どのような酒類が用いられていたのか伺いたい。また、何故その酒類が用いられたのかも併せて伺いたい。

二 宮中晩餐会などの乾杯においてワインなどもつばら用いられる理由として、外国賓客の多くは箸が使えないため、自然と料理が洋食中心になるからではないかという見方がある。しかし、例えば、フランス料理といえども、十分日本酒とマッチングさせることができるという見方もある。政府においては、外国からの賓客や要人の接遇の際に、我が国の「国酒」ともいうべき日本酒を積極的に使用し、紹介すべきであると考えているが、所見を伺いたい。

三 日本酒の魅力を国際的に広めるためには、日本国内で開催されるG8サミット等の外交行事や諸外国の要人の本邦訪問等の際の会食での乾杯において、日本酒を使用するべきではないかと考える。

1 日本国内で開催されるG8サミット等の外交行事や諸外国の要人の本邦訪問等の際の会食での乾杯においては、通例、日本酒が乾杯酒として供されることとなっているか伺いたい。また、平成元年以降、日本国内で開催されたG8サミット等の外交行事や諸外国の要人の本邦訪問等の際の会食での乾杯において、日本酒が用いられた例を具体的に示されたい。

2 1において、通例、日本酒が乾杯酒として供されることとなっていない場合、その理由を示されたい。

四 外務本省や各在外公館においては、多くのワインを毎年購入し、外国からの賓客や要人の接遇等のために使用していると承知している。しかし、我が国の「国酒」ともいふべき日本酒を外国にPRするためには、ワインよりもむしろ日本酒を積極的に購入し、種々の機会に諸外国要人等に味わって頂くように配慮することが重要である。そこで、過去十年間に外務本省及びG8各国の日本大使館が購入した酒類について、日本酒、ワイン、ビール、ウイスキー、焼酎その他の酒類の種類ごとに、年間購入本数及び年間購入金額を明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一七四第三九三号
平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員谷公一君提出宮中晩餐会等において用いられる酒類に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員谷公一君提出宮中晩餐会等において用いられる酒類に関する質問に対する

答弁書

一について

御指摘の「晩餐会や歓迎会が何を指すのかが必ずしも明らかではないが、お尋ねの期間に外国からの賓客を招いて行われた宮中晩餐及び午餐においては、基本的には日本酒を含む酒類を供してきたところであるが、乾杯の際には、慣例によりシャンパンが用いられてきたところである。

二について

政府としては、外国からの賓客や要人の接遇の際、慣例、賓客等の嗜好等も勘案しつつ、これまでも日本酒を供してきたが、日本の食文化の紹介の観点も踏まえ、引き続き日本酒の活用を努めてまいりたい。

三について

お尋ねについては、会食等における乾杯酒についての記録が残されていないため、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、平成二十年七月の北海道洞爺湖サミットでは、「総理夫妻主催社交ディナー」において日本酒で乾杯が行われている。

四について

会計文書の保存期間は五年であるところ、その期間内に外務本省及び主要国首脳会議参加国

に所在する日本国大使館が購入した酒類の種類ごとの年間購入本数及び年間購入金額は、平成二十二年四月十九日現在の調査結果によれば、次のとおりである。

(1) 外務本省

平成十七年度	日本酒	百五十二本	五十七万百十二円
	ワイン	六百六本	三百五万九千三百七十円
	ビール	四百八十四本	十二万三千五百五十九円
	ウイスキー	零本	零円
	焼酎その他の酒類	七十八本	二十万四千三百三十円
平成十八年度	日本酒	六十二本	二十九万四千七百六十四円
	ワイン	六百三十六本	三百七十八万四千三百八円
	ビール	四百二十四本	十万八千二百一十五円
	ウイスキー	四本	三万八千二百二十円
	焼酎その他の酒類	百二本	二十六万二千三百三十二円
平成十九年度	日本酒	百五十六本	四十八万八千二百四十四円
	ワイン	七百八本	三百六十九万四千五百七十七円
	ビール	二百六十八本	六万四千九百三十四円

ウイスキー 二十四本 二十一万五千三百三十四円
焼酎その他の酒類 四十九本 八万七千九百九十円
平成二十年
日本酒 二百三十四本 二十二万三千六百六十円
ワイン 四百五十四本 二百九十七万四千六百三十二円
ビール 五百四本 十三万六千七百六十四円
ウイスキー 二十四本 五万六千七百円
焼酎その他の酒類 九十二本 十一万六千七百七十五円
平成二十一年
日本酒 百三十三本 三十三万三千四百三十七円
ワイン 九十六本 十六万七千七百四十四円
ビール 二百五十本 六万四千七百八十五円
ウイスキー 二本 一万四千八百八十五円
焼酎その他の酒類 九十八本 十六万三千十円

(2) 主要国首脳会議参加国に所在する日本国大使館

平成十七年度	日本酒	百本	三十三万五千六百十七円
	ワイン	三千八百九十四本	九百二十二万四千二百四十円
	ビール	千七百七十六本	十一万八千二百二十四円

ウイスキー 四十四本 十五万八千二百三十六円
 焼酎その他の酒類 千二百七十六本 百七十七万六千六百十八円
 平成十八年度
 日本酒 四百八本 九十三万三千九百七十七円
 ワイン 三千七百九十二本 九百三十五万七千八百六十円
 ビール 千八百四十四本 二十一万四千四百八十二円
 ウイスキー 七十六本 二十三万八千三百二十円
 焼酎その他の酒類 九百七十九本 百六十三万七千七百七円
 平成十九年度
 日本酒 四百二十四本 二百三十万八千六百五十一円
 ワイン 千九百九十九本 千二百七十七万二千五百七十五円
 ビール 千六百八十八本 三十一万七千七百三十円
 ウイスキー 七十四本 二十三万二千二百八十八円
 焼酎その他の酒類 七百五十二本 百五十六万八千六百五十六円
 平成二十年度
 日本酒 四百二本 二百二万七千九百九十三円
 ワイン 四千三百十五本 千百三十六万六千七百二十二円

ビール 千二百二十九本 三十万二千八百三十二円
 ウイスキー 二十九本 二十一万九百二十一円
 焼酎その他の酒類 千四十三本 二百四十二万八千六百七十二円
 平成二十一年度
 日本酒 三百五十本 百七十二万二千九百七十七円
 ワイン 五千五百三十五本 千六百五十六万七千七百七円
 ビール 千五百八十五本 二十一万二千八百一十円
 ウイスキー 三十八本 二十一万五千五百一十円
 焼酎その他の酒類 六百四十一本 百五十二万四千四百四十五円
 平成二十二年四月十五日提出
 質問 第三九四号
交通事故・死亡事故の件数に関する質問主意書
 提出者 金子 一義

2 高速道路・一般道別の五年前と最近の件数
 死亡事故の件数について
 1 大型自動車・普通自動車・軽自動車別の五年前と最近の件数
 2 高速道路・一般道別の五年前と最近の件数
 死亡事故にどのような傾向があり、その予防にはいかなる対策が有効と考えているか政府の見解をうかがいたい。
 右質問する。
 内閣衆質一七四第三九四号
 平成二十二年四月二十三日
 内閣総理大臣 鳩山由紀夫
 衆議院議長 横路 孝弘殿
 衆議院議員金子一義君提出交通事故・死亡事故の件数に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
 (別紙)
衆議院議員金子一義君提出交通事故・死亡事故の件数に関する質問に対する答弁書
 一について
 警察庁の統計によると、平成十七年と平成二十一年における交通事故(人の死傷が伴うものに限る。以下同じ。)の発生件数の総数は、それぞれ九十三万三千八百二十八件、七十三万六千六百八十八件であり、これを第一当事者に係る自動車の種類別にお示しすると、平成十七年は、大型自動車が一万九千六百六十九件、普通自動車(軽自動車を除く。以下同じ。)が五十八万五千八百三十六件、軽自動車が二十一万八千

四百六十六件であり、平成二十一年は、平成十九年六月に中型自動車が新たに自動車の種類として追加されたところ、大型自動車が一万二千三百五十二件、中型自動車が一万五千四百四十三件、普通自動車が四十一万三千六百五十一件、軽自動車が二十一万二千二十九件である。
 また、高速自動車国道等(高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道及び道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第一百零一条第一項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)及び一般道路(高速自動車国道等以外の道路をいう。以下同じ。)の別にお示しすると、平成十七年は、高速自動車国道等が一万三千七百七十五件、一般道路が九十二万五千三百三十三件であり、平成二十一年は、高速自動車国道等が一万千二百一十二件、一般道路が七十二万五千五百七十六件である。
 二について
 警察庁の統計によると、平成十七年と平成二十一年における交通事故死亡事故(交通事故発生から二十四時間以内に人が死亡したものに限る。以下同じ。)の発生件数の総数は、それぞれ六千六百二十五件、四千七百七十三件であり、これを第一当事者に係る自動車の種類別にお示しすると、平成十七年は、大型自動車が四百二十六件、普通自動車が三千二百七十四件、軽自動車が千六百七十七件であり、平成二十一年は、平成十九年六月に中型自動車が新たに自動車の種類として追加されたところ、大型自動車が二百五十一件、中型自動車が二百十件、普通自動車が千

九百五十七件、軽自動車が千三百五十五件である。

また、高速自動車国道等及び一般道路の別にお示しすると、平成十七年は、高速自動車国道等が二百四十九件、一般道路が六千三百七十六件であり、平成二十一年は、高速自動車国道等が百六十一件、一般道路が四千六百十二件である。

三について

平成十七年と平成二十一年を比較すると、交通事故及び交通死亡事故の発生件数の総数は、いずれも減少しており、また、第一当事者に係る自動車の種類の交通事故及び交通死亡事故の発生件数については、平成十九年六月に中型自動車新たに自動車の種類として追加されたため、単純に比較することはできないが、高速自動車国道等及び一般道路における交通事故及び交通死亡事故の発生件数については、いずれも減少している。交通事故を減少させるためには、交通事故の発生状況等を踏まえた交通安全施設等の整備、効果的な交通安全教育の推進、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進等の総合的な交通安全防止対策を講ずることが有効であると考えている。

平成二十二年四月十五日提出
質問 第三九五号

いわゆる砂川事件及び伊達判決に対する外務省の対応の変遷に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる砂川事件及び伊達判決に対する外務省の対応の変遷に関する再質問主意書

一九五七年七月八日、当時の東京都砂川町(現立川市)の米軍立川基地拡張のため、東京調達局が測量を行おうとした際、反対するデモ隊の何人が基地に立ち入り、そのうち七人が刑事特別法違反の罪で逮捕・起訴されたいわゆる砂川事件に対し、一九五九年三月三十日、当時の伊達秋雄裁判長は東京地裁で、駐留米軍は日本国憲法第九条に違反するとし、後に伊達判決と言われる無罪判決を出した。この伊達判決が出された翌日、当時のマッカーサー駐日米大使と藤山愛一郎外務大臣との会談(以下、「会談」という。)が行われ、マッカーサー大使より藤山大臣に対し、外交的圧力がかけられたと言われている。砂川事件の元被告や市民団体等は、これまで累次に渡り、外務省に対して右の会談記録等の情報開示を求めてきたが、同省は「記録がない」として開示を拒んでいたものの、本年四月三日の新聞報道では、同省はこれまでの姿勢を転換し、「会談」の事実を認め、その速記録を関係者に情報開示したことがわかったと報じられている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七四第三五三号)を踏まえ、再質問する。

一 今回開示がなされた「会談」の速記録は「密約」問題に関する調査の結果とともに平成二十二年三月九日に公表された関連の文書の中に、いわゆる砂川事件に関するものを含む藤山外務大臣(当時)とマッカーサー駐日米大使(当時)との間のやり取りを記録した文書が含まれているが、当該やり取りは、上告の見通しや地裁判

決の反響などについての一般的な内容であり、お尋ねのような事実についてのものではないと認識している。」と、「会談」においてマッカーサー大使より藤山大臣に対し、伊達判決に対する懸念が表明され、東京高裁への控訴ではないが、最高裁へ跳躍上告すべきとの考えが伝えられたことを示す内容のものではないとの答弁がなされている。では、「会談」において実際に両者の間でどのようなやり取りがなされたのか、詳細に説明されたい。

二 前回質問主意書で、外務省がこれまで「会談」の速記録はじめ関連文書の開示請求を何度受け、その度にどの様な対応をとってきたのかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの開示請求については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づき平成二十一年五月四日に不存在を理由とする不開示の決定を行った二件及び平成二十二年三月三十一日に開示の決定を行った一件の計三件がある。」と、同省として過去に二度、「会談」の速記録をはじめ関連文書の開示請求に対し、不開示の決定を下しておきながら、本年三月三十一日に一転して開示決定を行っていることが明らかにされている。前回質問主意書で、今回同省が「会談」の事実を認め、その速記録を開示したのはなぜか、更にこれまで同省が「会談」の事実を隠し、情報開示請求に対しても「記録がない」と嘘をつき続けてきたのはなぜか、またそれは適切であったか等、岡田克也外務大臣の見解を問うたところ、「前回答弁書」では「二について述べた決定のうち、不存在を理

由とする不開示の決定を行ったのは、開示請求への対応のため関連文書の探索を行ったが、対象文書が発見されなかったためである。一について述べた決定のうち、開示の決定を行ったのは、いわゆる「密約」問題に関する調査のため、関連文書を徹底的に探索した結果、三について述べた文書が発見されたためであり、当該開示の決定を外務省北米局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、当該文書を当該開示請求者に開示したものである。今回の徹底的な探索まで関連文書が発見されず不存在と回答してきたことは、遺憾であると考えている。」との答弁がなされている。今回、いわゆる「密約」問題に関する調査が行われる以前に、同省において行われた「会談」の速記録をはじめ関連文書の調査を担当していた者は誰か。また、その者の当時の官職と氏名の両方を明らかにされたい。

三 二の調査はいつからいつまで、どのような方法によって、外務省のどこで行われたのか、詳細に説明されたい。

四 「前回答弁書」には「今回の徹底的な探索まで関連文書が発見されず不存在と回答してきたことは、遺憾であると考えている。」とあるが、これまで外務省が「会談」の速記録をはじめ関連文書は存在しないとして不開示決定を行ってきたのは、「会談」にまつわる種々の事実を同省が隠そうとし、虚偽の回答をしてきたというのが事実ではないのか。同省として、右の文書について二の調査を行ったという事実はそもそもないのではないか。

五 「前回答弁書」で岡田大臣は「遺憾であると考えている。」と答弁しているが、右の「遺憾」とは具体的にどの様な意味か。

六 外務省にきちんと保管されていた文書を見つけておくことができず、国民からの開示請求に対して、「その様な文書は存在しない旨、誠意のかけらもない対応をとってきたことを、「遺憾」という曖昧な言葉で済ますべきではない」と考える。なぜ「公談」の速記録はじめ関連文書を見つけておくことができなかったのか、そもそも右の文書を見つづけるべくきちんとした調査を行っていたのか否か、更に国民の知る権利を阻害してきたことに対してどの様に反省するのか等、同省としてどの様な総括をするのか明らかにすべきであると考えるが、岡田大臣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七四第三九五号

平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる砂川事件及び伊達判決に対する外務省の対応の変遷に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる砂川事件及び伊達判決に対する外務省の対応の変遷に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十二年四月十三日内閣衆質一七四第三三五号。以下「前回答弁書」とい

う。)三について述べたやり取りは、外務省ホームページで公開されている、いわゆる「密約」問題に関する調査結果の中で、その他関連文書1の45として公開している文書に記録されているとおりである。

二から五までについて

前回答弁書四から六までについて述べた、不存在を理由とする不開示の決定を行った開示請求への対応のための関連文書の探索は、不開示決定を行うまでの間、外務省北米局において執務室を中心に行つたものであるが、前回答弁書四から六までについて述べたとおり、いわゆる「密約」問題に関する調査のために行つた徹底的な探索まで関連文書が発見されず不存在と回答してきたことは、遺憾であるという考えである。

六について

外務省としては、今後の文書管理及び外交記録公開について、しっかりとした体制を整備することが重要であると考えており、岡田克也外務大臣を本部長とする「外交記録公開・文書管理対策本部」を設置した。この対策本部において、外交記録公開に関する規則を制定し、原則として三十年で公開するとのルール及び公開についての政務レベルの関与を確立するとともに、外交記録公開についての体制強化、文書管理に関する改善措置等を検討しているところである。このような取組を進め、国民に対する説明責任を果たしていく中で、国民と共に歩む外交を實踐していきたいと考えている。

平成二十二年四月十五日提出
質問 第三九六号

検察官による違法な取調べの様子を記した著書に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察官による違法な取調べの様子を記した著書に関する再質問主意書

角川学芸出版より発行されている「真実無罪」という著書の百九十七頁から百九十八頁にかけて、「訂正を願ひ出ると、尾形は、突然、イスから立ち上がり、両手でベルトをつかんで仁王立ちになると、『お前、殴り倒すぞ。張り倒すぞ。村上正邦、見苦しいぞ、お前を先生と呼ぶ価値はない。おい、村上だ』と、罵声を浴びせかけてきた。(中略)『お前、村上、きさま、チンピラやくざよりもまだ悪いな。チンピラやくざよりも劣るよ』お前は国会の証人喚問で「腹を切る」と言つたよな。いま、私の目の前で腹を切ってみる。切れるものなら切ってみろ。』口先三寸で人を利用して。玉置(和郎)先生はお前のことをエゴの塊だと言つていたよ。だ。『検察は、徹底的に対決するからな。お前のような国会議員がいたと思うと情けない。裏と表がありすぎるんだよ。裏の部分世間に明らかにしてやる。新聞記者を集めて公開してやるよ。お前がいかに巧言令色かということを証明してやる。覚えておけ。三途の川に送って、国民を欺瞞したお前の舌を二、三枚抜いてやる。あなたは今、どういう立場にいるか知ってるかい。コンクリートの地獄の中にアリが落ちたようなものだ。這い上がるすき間はないんだよ。そのコンク

リートのふたを閉めてやる』と、二〇〇一年三月、受託取賄の容疑で逮捕された村上正邦元参議院議員に対し、尾形なる検察官が右の様な暴言を吐き、村上氏を威迫している様子が描かれている。右につき、「政府答弁書」(内閣衆質一七四第二七二号)では「御指摘の『記述』については、承知している。」と、法務省政務三役として、右で触れた「真実無罪」における記述を承知しているとの答弁がなされている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七四第三二九号)を踏まえ、再質問する。

一 前回答問主意書で、一般に取調べに際し、検察官が被疑者に対して、殴り倒すぞ、張り倒すぞ等、暴力をふるうことをほのめかし、精神的に圧迫する、チンピラやくざ等の言葉を用い、当該被疑者の人間性を否定するかの様な暴言を吐く、自分の目の前で腹を切れ等、自身の面前で自殺することを強要する、現状から抜け出す道はない等、絶望感を与え、冷静な判断を不可能とさせる様な暴言を吐くといった行為を行うことは許されるかと問うたところ、「前回答弁書」では「刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条第一項は、『裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁固に処する。』と規定しており、捜査機関がその職務を行うに当たり、この規定に該当する行為を行つてはならないことは当然である。なお、御指摘の『暴言』等が『陵辱若しくは加虐』に当たるとは、証拠によって個別に判断される事

柄である。」との答弁がなされている。では、取調べの様子を録音・録画する全面可視化の措置が講じられておらず、取調べの最中に実際に何が行われているか、確たる証拠として残すことが困難な今、右の様な行為が行われたとしても、「個別の証拠がない」として、見過ごされてしまう可能性があるということか。

二 前回質問主意書で、村上氏の取調べを担当した検察官に尾形という者はいるか、また右の者は現在も現職の検察官として職務に就いているかと問うたところ、「前回答弁書」では「個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄については、政府として答弁することは差し控える。」との答弁がなされている。村上氏は既に実刑の刑期を終えており、同氏の事件は全て終了している。また当方は、単に尾形という検察官がいるか否かを問うているのみである。そうであるにも関わらず、右の様な答弁がなされるのはなぜか。

三 前回質問主意書で、前文で触れた「真実無罪」における記述は事実を反映したもののか、過去に村上氏に対する取調べを担当した検察官が、前文で指摘した様な暴言を村上氏に吐いたという事実はあるか、検察庁による回答を求めたところ、「前回答弁書」では「個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄及び特定の書籍における個別の記述について、政府として答弁することは差し控える。」との答弁がなされている。村上氏は既に実刑の刑期を終えており、同氏の事件は全て終了しているが、政

府、特に法務省政務三役が、右の理屈で事実関係を明らかにすることを差し控えるのはなぜか。

四 「前回答弁書」には「個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄及び特定の書籍における個別の記述について、政府として答弁することは差し控える。」とあるが、政府、特に法務省政務三役として、前文で触れた「真実無罪」における記述が事実か否か、実際にその様な取調べが行われたか否か、明らかにはしないが、その事実関係を正確に把握していると理解して良いか。

五 週刊朝日二月十二日発売号の二十二頁から二十四頁にかけて、「暴走検察 子ども人質」に「女性秘書『恫喝』十時間」との見出しの、「上杉論文」というのが掲載され、それには、東京地方検察庁特別捜査部に所属している民野健治検事が、本年一月十五日、小沢一郎民主党幹事長の政治資金をめくり逮捕された石川知裕衆議院議員の女性秘書に対し、被疑者としての出頭を予め明確に求めることなく全く別の理由で呼び出し、不意打ちの様な形で事情聴取を行った、その際に外部との連絡を無理矢理絶たせた、同秘書に対し、事実関係云々に関係なく、検察の言いなりになることを脅迫ともとれる様な言いぶりでも求め、黙秘権を否定するかの様な発言をした、当初押収品の返却との理由で呼び出しておきながら、一つの押収品も返却しなかつた旨の記述がなされている。それに対し、

本年二月三日、東京地方検察庁の谷川恒太次席検事は、「上杉論文」は事実でないとする抗議文（以下、「抗議文」という。）を週刊朝日の山口一臣編集長に出し、「上杉論文」における記述三点を挙げ、具体的にそれらがどの様に事実と異なるかを詳細に述べている。前回質問主意書で、検察庁として、「上杉論文」について週刊朝日に「抗議文」を送付したのと同様に、「真実無罪」に対しても抗議を行っているかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、記録が残されていないため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。右について、そもそも記録が残されていないのはなぜか説明されたい。

右質問する。
内閣衆質一七四第三九六号
平成二十二年四月二十三日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官による違法な取調べの様子を記した著書に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出検察官による違法な取調べの様子を記した著書に関する再質問に対する答弁書

一 について
前回答弁書(平成二十二年四月九日内閣衆質一七四第三二九号)一から四までについてで述べた「御指摘の「暴言」等が「陵辱若しくは加虐」に当たるとどうかは、証拠によって個別に判断される事柄である」については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第三百十七条が規定する証拠裁判主義について述べたものであり、事実の認定は様々な証拠を総合的に判断して行われるものである。
二及び三について
特定の書籍における個別の記述については、その趣旨、根拠等を承知していない上、具体的な事件における特定の検察官による特定の捜査活動の有無は、基本的に、刑事訴訟法第四十七条等の趣旨に照らし、公開の法廷における主張・立証及びこれらを踏まえた裁判所の判断を離れて明らかにすべきではないことから、政府としてお答えすることは差し控えたい。
四について
お尋ねの「その事実関係を正確に把握している」の意味するところが必ずしも明らかではないが、前回答弁書(平成二十二年四月九日内閣衆質一七四第三二九号)については、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官が、その作成に必要なすべての情報を、法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号)により検察に関することを所管する法務省刑事局から提出させた上で作成したものである。
五について
特定の書籍における個別具体的な事件にかかわる個別の記述に対し、検察当局が文書により抗議したことに関する記録が残されていない

め、その理由についてお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、検察庁においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)等に基づき、文書を保存し又は廃棄すること等とされているものと承知している。

平成二十二年四月十五日提出
質問 第三九七号

タイで日本人カメラマンが銃撃された件に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

タイで日本人カメラマンが銃撃された件に関する質問主意書

争乱が続くタイで、政府の治安部隊とデモ隊の衝突を取材していた日本人カメラマンの村本博之氏が、本年四月十日に銃撃を受け、死亡した。右を踏まえ、質問する。

一 村本氏が銃撃され、死亡してから、政府、特に外務省、在タイ日本国大使館としてどの様な対応を取ってきたのか明らかにされたい。

二 報道によると、本年四月十四日、タイの軍当局が、村本氏が銃撃された当時、デモ隊に向けて実弾を水平発射していたことを初めて認めたことである。村本氏がタイ政府の治安部隊に銃撃された可能性は極めて大きいと考えるが、右につき、政府、特に外務省、在タイ日本国大使館はタイ政府に対し、どの様な対応を取っているのか説明されたい。

三 タイでは、過去にもクーデターが起き、政権

が交代しているが、同国の民主主義の状況について、政府、特に外務省はどの様な見解を有しているか。

四 我が国がタイに対して供与してきたODAは過去十年間で見るといくらか説明されたい。

五 我が国がタイに対してODAを供与してきたことは、同国の民主主義の発展、深化に資するものであったか。

六 我が国とタイの二国間関係は良好であるとは承知するが、対タイODAに関しては、せめて村本氏が銃撃されたことの真相が解明するまで、供与を止めるべきではないか。岡田克也外務大臣の見解如何。

内閣衆質一七四第三九七号

平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出タイで日本人カメラマンが銃撃された件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出タイで日本人カメラマンが銃撃された件に関する質問に対する答弁書

一及び二について

村本博之氏死亡事件発生後、我が国政府としては、在タイ日本国大使館を通じ、現地当局からの情報収集に努めてきている。また、邦人保護の観点から、村本博之氏の御家族への連絡を

行うとともに、御家族のバンコク訪問及び村本博之氏の御遺体の円滑な引取り等に際し、必要かつ可能な支援を行ってきている。また、我が国政府としては、鳩山由紀夫内閣総理大臣発アピシット・ウエチャチワ首相あて書簡等を通じて、タイ政府に対し、遺憾の意を伝達するとともに、本事件の徹底した真相究明及び邦人の安全確保への最大限の配慮を要請してきている。タイ政府は、本事件について徹底した捜査の実施を約束するとしているところ、我が国政府としては、タイ政府の対応を注視していく。

三について

タイにおいては、平成十九年十二月に民主的な選挙が実施され、同選挙により選出された国会議員が指名した首相により内閣が構成されている。

四について

我が国の平成十一年度から平成二十年度までのタイに対する政府開発援助(以下「ODA」という。)の累計供与額は、有償資金協力、無償資金協力、技術協力をあわせ約五千五百三十四億円である。なお、技術協力分については、独立行政法人国際協力機構経費実績ベースで計算している。

五について

タイにおいては、民主的な選挙により選出された国会議員が指名した首相により内閣が構成されており、これまで我が国がタイに供与してきたODAは、民主主義の発展も含め、広くタイの発展に貢献してきたものと認識している。

六について

村本博之氏死亡事件に関し、現在、我が国政府としては、在タイ日本国大使館を通じ現地当局等からの情報収集に努めるとともに、タイ政府に対し本事件の徹底した真相究明を要請しているところである。お尋ねの「供与を止める」の意味が必ずしも明らかでないが、タイに対する今後のODAの供与については、現地の情勢の推移も見極めつつ、二国間関係を踏まえ、総合的に判断していく。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月十四日

参議院議長 江田 五月

衆議院議長 横路 孝弘殿

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「刑の」を「刑(死刑を除く。)」に改める。

第三十二条第一号を削り、同条第二号中「二十年」を「三十年」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「十五年」を「二十年」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十四条第一項中「死刑」を削る。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十号)の一部を次のように改正する。

第二百五十条中「時効は」の下に、「人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪については」を加え、同条に第一項として次の一項を加える。

時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの(死刑に当たるものを除く。)については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

一 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については三十年

二 長期二十年の懲役又は禁錮に当たる罪については二十年

三 前二号に掲げる罪以外の罪については十年

第四百九十九条第二項中「公告をしたとき」を「前二項の規定による公告をした日」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二百二十二条第一項において準用する第二百二十三条第一項若しくは第二百二十四条第一項の規定又は第二百二十条第二項の規定により押収物を還付しようとするときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「検察官」とあるのは、「検察官又は司法警察員」とする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中刑事訴訟法第四百九十九条の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に確定した刑の時効の期間については、第一条の規定による改正後の刑法第三十一条、第三十二条及び第三十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の刑事訴訟法(次項において「新法」という。)第二百五十条の規定は、この法律の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しない。

2 新法第二百五十条第一項の規定は、刑法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第五百五十六号)附則第三条第二項の規定にかかわらず、

同法の施行前に犯した人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもので、この法律の施行の際その公訴の時効が完成していないものについても、適用する。

(少年法の一部改正)

第四条 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条の五第二項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

(武力攻撃事態における捕虜等の取扱に関する法律の一部改正)

第五条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱に関する法律(平成十六年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第一百五十五条第五項中「第二項」を「第三項」に改める。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、公訴時効制度について、近時、被害者の遺族等を中心として、殺人等の人を死亡させた犯罪について見直しを求め声が高まっていること等を契機として、これらの犯罪については、より長期間にわたつて刑事責任を追及することができるようにすべきであるという意識が、国民の間で広く共有されるようになっていくものと考えられること等の諸事情にかんがみ、これらの犯罪に対する適正な公訴権の範囲を確保するため、所要の法整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 人を死亡させた罪の公訴時効の改正

(一) 人を死亡させた罪であつて死刑に当たるものについては、公訴時効の対象から除外するものとする(現行二十五年)。

(二) 人を死亡させた罪であつて次の刑に当たるものについては、公訴時効期間をそれぞれ次のとおりとすること。

- (1) 無期の懲役・禁錮に当たる罪については三十年(現行十五年)
- (2) 長期二十年の懲役・禁錮に当たる罪については二十年(現行十年)
- (3) (1)及び(2)に掲げる罪以外の懲役・禁錮に当たる罪については十年(現行おおむね五年)

(三) 改正規定の施行前に犯した罪であつて施行の際公訴時効が完成していないものについても適用するものとする。

2 刑の時効の改正

(一) 死刑の言渡しを受けた者は、刑の時効の対象から除外するものとする(現行三十年)。

(二) 無期又は十年以上の有期の懲役・禁錮の刑の時効期間を次のとおりとすること。

- (1) 無期の懲役・禁錮については三十年(現行二十年)
- (2) 十年以上の有期の懲役・禁錮については二十年(現行十五年)

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。

議案の可決理由

本案は、殺人等の人を死亡させた犯罪に対する適正な公訴権の範囲を確保するため、所要の法整備を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十二年四月二十七日

法務委員長 滝 実

衆議院議長 横路 孝弘殿

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(別紙)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 犯罪発生から長期間が経過した事件においては、時間の経過による影響を十分に踏まえ、被

告人の防禦の機会が適切に保障されるよう引き続き留意しつつ、事案の真相が解明されるよう努めること。

二 犯人を検挙し、事案の真相を明らかにすることが犯罪被害者等を含めた国民の切なる要望であることにかんがみ、犯人の早期検挙のため、初動捜査を始めとする捜査態勢の充実・強化を図りつつ、捜査技術の開発向上等に努めることにより、捜査力をより一層向上させること。

三 捜査資源の適正な配分に配慮した柔軟な捜査態勢や、事案の真相解明に資する証拠品及び捜査資料の適正な保管に努めるなど、捜査機関の人的・物的体制の整備に必要な措置を講ずること。

四 性犯罪やひき逃げ事案等、人を死亡させた犯罪以外の犯罪についても、事案の実態や犯罪被害者等を含めた国民の意識を十分に踏まえつつ、公訴時効を含めた処罰の在り方について更に検討すること。

五 医療事故に対する刑事責任の追及に当たっては、医療行為が患者の生命、身体に一定の危険を及ぼす可能性を内包していることにかんがみ、これに十分配慮した適切な運用に努めるとともに、その原因究明の在り方について検討すること。

六 捜査機関において、未解決事件の犯罪被害者等との意思疎通を十分図るとともに、現在検討されている第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)の策定等を通じて犯罪被害者等のための施策のより一層の充実に努めること。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成二十二年一月二十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第五条の三に次の一項を加える。

3 船舶から排出された油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要があるものとして政令で定める海域においては、当該海域において滞留するおそれのあるものとして国土交通省令で定める性状又は種類の油をばら積み貨物又は燃料油として積載した船舶を航行させてはならない。ただし、船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合は、この限りでない。

第六条第一項中「行なう」を「行う」に、「を行なわせる」を「(第八条の二第四項の船舶間貨物

油積替作業管理者が行うものを除く。)を行わせる」に改める。

第七条第一項中「次条第一項」の下に「及び第八条の二第一項」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

(船舶間貨物油積替作業手引書等)

第八条の二 他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う国土交通省令で定める総トン数以上のタンカー(国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。)の船舶所有者は、当該積替え(以下「船舶間貨物油積替え」という。)に関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項について、船舶間貨物油積替作業手引書を作成し、これを当該タンカー内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

2 前項の規定による船舶間貨物油積替作業手引書の作成及び備置き又は掲示に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

3 船舶間貨物油積替えは、第一項の船舶間貨物油積替作業手引書(以下「船舶間貨物油積替作業手引書」という。)に従って行わなければならない。

4 第一項の船舶所有者は、当該タンカーの乗組員のうちから、船長を補佐して船舶間貨物油積替えに関する業務の管理を行わせるため、船舶間貨物油積替作業管理者を選任しなければならない。

5 前項の船舶間貨物油積替作業管理者は、船舶間貨物油積替作業手引書に定められた事項を、当該タンカーの乗組員及び乗組員以外の者で当該タンカーに係る業務を行う者のうち船舶間貨物油積替えに関する作業を行うものに周知させなければならない。

船舶間貨物油積替作業手引書に定められた事項を、当該タンカーの乗組員及び乗組員以外の者で当該タンカーに係る業務を行う者のうち船舶間貨物油積替えに関する作業を行うものに周知させなければならない。

6 第四項の船舶間貨物油積替作業管理者は、船舶間貨物油積替えが行われたときは、その都度、積み替えられた貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

7 第一項のタンカーの船長は、前項の記録をその作成の日から三年間当該タンカー内に保存しなければならない。

8 第一項及び第三項から前項までの規定は、次の各号のいずれかに該当する船舶間貨物油積替えについては、適用しない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための船舶間貨物油積替え

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により貨物油が排出された場合において引き続き貨物油の排出を防止するための船舶間貨物油積替え

(船舶間貨物油積替えの通報等)

第八条の三 日本国の内水、領海又は排他的経済水域において船舶間貨物油積替えを行う前条第一項のタンカーの船長は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該タンカーの名称、当該船舶間貨物油積替えを行う時期及び海域並びに積み替える貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項

を海上保安庁長官に通報しなければならない。通報した事項の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により船長がしなければならぬ通報は、当該タンカーの船舶所有者又は船長若しくは船舶所有者の代理人もすることができる。

3 海上保安庁長官は、第一項の規定により通報された事項、当該船舶間貨物油積替えを行うおとす海域における気象、海象及び船舶交通の状況その他の事情から合理的に判断して、当該タンカーからの船舶間貨物油積替えに起因する油の排出のおそれがあると認めるときは、当該タンカーの船長に対し、当該油の排出の防止のために必要な限度において、当該船舶間貨物油積替えを行う時期又は海域の変更その他の当該油の排出を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 第一項及び前項の規定は、前条第八項各号のいずれかに該当する船舶間貨物油積替えについては、適用しない。

5 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、第三項の規定による命令については、適用しない。

第九条第一項中「第五条の三及び」を「第五条の三第一項及び第二項並びに」に、「前条」を「第八条」に改める。
第十九条の三中「及び能力」を「能力及び用

途」に改める。

第十九条の四第一項中「その種類、出力、用途等が国土交通省令で定める基準に該当しないものを除く。以下同じ」を「次の各号のいずれかに該当するものを除く」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その種類及び出力が、窒素酸化物の放出による大気汚染の程度が小さいものとして国土交通省令で定める基準に該当する原動機

二 窒素酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験、研究又は調査の用に供される原動機であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けたもの

三 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める特別の用途に供される原動機
第十九条の四第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号の承認には、窒素酸化物の放出による大気汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することが出来る。

第十九条の五及び第十九条の六中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第十九条の七第一項中「国土交通省令で定める船舶(以下「基準適合原動機設置対象船舶」という。)に原動機を設置する船舶所有者」を「船舶所有者は、船舶に原動機(第十九条の四第一項

各号に掲げる原動機を除く。以下同じ)を設置するときに改め、同条第二項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改め、同条第三項及び第四項中「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改める。

第十九条の八中「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改める。

第十九条の九中「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改め、同条に次の一号を加える。

三 窒素酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験、研究又は調査のため、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて運転する場合
第十九条の九に次の一項を加える。

2 前項第三号の承認には、窒素酸化物の放出による大気汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することが出来る。

第十九条の十第一項中「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改め、同条第四項中「第十九条の四から第十九条の七まで」を「第十九条の四第一項(第二号を除く。)、第十九条の五、第十九条の六、第十九条の七第二項及び第四項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十九条の十五第一項中「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改める。

第十九条の十六第二項中「第十九条の九」を

「第十九条の九第一項」に改める。

第十九条の十七第一項中「基準適合原動機設置対象船舶である」を削る。

第十九条の二十一第一項中「適合する燃料油」の下に「(以下「基準適合燃料油」という。)」を加え、同項第二号中「政令で定める基準に適合しない」を「基準適合燃料油以外の」に改め、同条に次の四項を加える。

3 第一項本文の規定は、基準適合燃料油の入手を予定していた場所において入手できなかった場合にとるべき国土交通省令で定める措置を講じてもおお基準適合燃料油を入手できない場合における燃料油(国土交通省令で定める品質のものを除く。)の使用については、適用しない。

4 前項の規定により第一項本文の規定を適用しないこととされた燃料油の使用をしようとする船舶(外国船舶にあつては、当該燃料油を使用して本邦の港に入港をしようとし、又は本邦の沿岸の係留施設を利用しようとするものに限る。)の船長(引かれ船等にあつては、船舶所有者)は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

5 第一項本文の規定は、硫酸酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶における燃料油の使用であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けてするものについては、適用しない。

6 前項の承認には、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

第十九条の二十一の次に次の一条を加える。

(燃料油変更作業手引書)

第十九条の二十一の二 航行中に、進入しようとする海域に係る前条第一項又は第二項の政令で定める基準に適合させるため、その使用する燃料油の変更(国土交通省令で定める方法によるものに限る。)をする船舶の船舶所有者は、当該燃料油の変更に関する作業を行う者が遵守すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を記載した燃料油変更作業手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置かなければならない。

第十九条の二十四の次に次の一条を加える。
(揮発性物質放出防止措置手引書)

第十九条の二十四の二 原油の輸送の用に供するタンカー(以下「原油タンカー」という。)の船舶所有者は、貨物として積載している原油の取扱いに関する作業を行う者が、当該原油タンカーからの揮発性有機化合物の放出を防止するために遵守すべき事項について、揮発性物質放出防止措置手引書を作成し、これを当該原油タンカー内に備え置き、又は掲示しておくなければならない。

2 前項の規定による揮発性物質放出防止措置手引書の作成及び備置き又は掲示に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

3 原油タンカーの船長は、第一項の揮発性物質放出防止措置手引書(以下「揮発性物質放出防止措置手引書」という。)に定められた事項を、当該原油タンカーの乗組員及び乗組員以外の者で当該原油タンカーに係る業務を行う者のうち貨物として積載している原油の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。

第十九条の二十五中「船舶を」を「特別の用途のもの」に改め、「設備」の下に「オゾン層破壊物質が放出されるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。」を加える。

第四章の五の章名中「大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の三十六の表の上欄中「又は有害液体汚染防止緊急措置手引書」を「若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書」に、「又は海洋汚染防止緊急措置手引書」を「若しくは海洋汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書」に改め、「という。」の下に「それぞれを、」において同じ。」の下に「又は第八条の二第二項」を加え、同表に次のように加える。

第十九条の三十七第一項中「及び当該大気汚染防止検査対象設備」を、「当該大気汚染防止検査対象設備及び当該揮発性物質放出防止措置手引書」に改め、「第七条の二第二項」の下に「若しくは第八条の二第二項」を加え、「又は第十九条の七第四項」を、「第十九条の七第四項」に改め、「第十九条の二十六第二項」の下に「又は第十九条の二十四の二第二項」を加え、「及び大気汚染防止検査対象設備」を、「大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

第十九条の三十八中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の三十九中「掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「又は揮発性物質放出防止措置手引書」を、「当該海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「若しくは揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の四十中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「若しくは揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の四十一第一項及び第二項中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の四十六第一項中「及び大気汚染防止検査対象設備」を、「大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に改め、同条第二項中「及び大気汚染防止検査対象設備」を、「大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に、「及び当該大気汚染防止検査対象設備」を、「当該大気汚染防止検査対象設備」に改める。

汚染防止検査対象設備を、「当該大気汚染防止検査対象設備及び当該揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

第十九条の四十八第一項及び第十九条の五十一第一項中「掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「若しくは揮発性物質放出防止措置手引書」を、「当該海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「又は揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の五十二第二項中「大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の五十三第二項中「大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を、「設置されている大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている揮発性物質放出防止措置手引書」を、「当該大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び当該揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条の五十四中「及び大気汚染防止検査対象設備」を、「大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

第三十三条第二項中「平成五年法律第八十八号」を削る。

原油タンカー
当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された揮発性物質放出防止措置手引書

官 報 (号 外)

<p>第五十六条第三号の次に次の一号を加える。</p> <p>三の二 第十九条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第十九条の九第二項の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して原動機を運転した者</p> <p>第五十六条第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>四の二 第十九条の二十一第六項の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して燃料油を使用した者</p> <p>第五十七条第一号中「第五条の三第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二号中「第七条第一項」の下に、「第八条の二第四項」を加え、同号の次に次の三号を加える。</p> <p>二の二 第八条の二第三項の規定に違反して、船舶間貨物油積替えを行つた者</p> <p>二の三 第八条の三第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をして船舶間貨物油積替えを行つた者</p> <p>二の四 第八条の三第二項の規定による通報に際して虚偽の通報をした者(当該タンカーが船舶間貨物油積替えをした場合に限り。)</p> <p>第五十七条第六号の次に次の一号を加える。</p> <p>六の二 第十九条の二十一第四項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をして基準適合燃料油以外の燃料油を使用した者</p> <p>第五十八条第二号中「第八条第一項若しくは第三項」の下に、「第八条の二第七項」を、「限る。」の下に、「第十九条の二十一の二」を加え、同条第三号の次に次の一号を加える。</p>	<p>三の二 第八条の二第六項の規定による記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第七条中「新海洋汚染等防止法」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十六号)」に改正する。</p> <p>附則第七条中「新海洋汚染等防止法」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「平成二十二年新法」という。)」に改め、「もの」の下に、「平成二十二年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に建造され又は建造に着手された国際航海に従事する船舶に設置された原動機であつて同日までに製造されたものうち、当該原動機からの窒素酸化物の放出量を平成二十二年新法第十九条の三の放出基準に適合させる改造(以下この条において「基準適合改造」という。))を行うことができるものとして国土交通大臣が指定する型式のもの(以下この条において「指定原動機」という。))を除く。及び指定原動機が設置された船舶のうち当該指定原動機について基準適合改造を行うことが困難な事情があるものとして国土交通大臣が指定する船舶に設置されたものを加え、同条第二号中「生ずる日」を「生じた日(平成十七年五月十九日。附則第十条において「発効日」という。))」に改める。</p> <p>附則第九条第一項中「新海洋汚染等防止法」を「平成二十二年新法」に、「定める日前」を「定め</p>	<p>る日以前」に、「同日前」を「同日以前」に改め、同条第二項中「新海洋汚染等防止法」を「平成二十二年新法」に改め、同条第三項中「前項」を第二項に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項の次に次の六項を加える。</p> <p>3 国際航海に従事する船舶のうち国土交通省令で定める総トン数以上のものの船長(専ら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶(以下この項において「引かれ船等」という。))にあつては、船舶所有者、次項及び第五項において同じ。は、当該船舶に設置している前項に規定する設備(平成二十二年新法第十九条の二十五の国土交通省令で定めるものを除く。)の名称及び設置場所を記載した一覧表(第六項において単に「一覧表」という。)を当該船舶内(引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。次項において同じ。))に備え置き、又は掲示しておかなければならない。</p> <p>4 前項の船舶の船長は、オゾン層破壊物質記録簿を当該船舶内に備え付けなければならない。</p> <p>5 第三項の船舶の船長は、同項の設備の修理その他当該設備の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、オゾン層破壊物質記録簿への記載を行わなければならない。</p> <p>6 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は船舶所有者の事務所に立ち</p>
<p>入り、一覧表若しくはオゾン層破壊物質記録簿を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>7 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>8 第六項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>附則第九条に次の三項を加える。</p> <p>10 第三項、第四項又は第五項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>11 第六項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の刑を科する。</p> <p>附則第十条第二号中「第二議定書が効力を生ずる日」を「発効日」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年七月一日(以下この条及び次条において「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日</p> <p>二 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に</p>	<p>る日以前」に、「同日前」を「同日以前」に改め、同条第二項中「新海洋汚染等防止法」を「平成二十二年新法」に改め、同条第三項中「前項」を第二項に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項の次に次の六項を加える。</p> <p>3 国際航海に従事する船舶のうち国土交通省令で定める総トン数以上のものの船長(専ら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶(以下この項において「引かれ船等」という。))にあつては、船舶所有者、次項及び第五項において同じ。は、当該船舶に設置している前項に規定する設備(平成二十二年新法第十九条の二十五の国土交通省令で定めるものを除く。)の名称及び設置場所を記載した一覧表(第六項において単に「一覧表」という。)を当該船舶内(引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。次項において同じ。))に備え置き、又は掲示しておかなければならない。</p> <p>4 前項の船舶の船長は、オゾン層破壊物質記録簿を当該船舶内に備え付けなければならない。</p> <p>5 第三項の船舶の船長は、同項の設備の修理その他当該設備の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、オゾン層破壊物質記録簿への記載を行わなければならない。</p> <p>6 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は船舶所有者の事務所に立ち</p>	<p>る日以前」に、「同日前」を「同日以前」に改め、同条第二項中「新海洋汚染等防止法」を「平成二十二年新法」に改め、同条第三項中「前項」を第二項に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項の次に次の六項を加える。</p> <p>3 国際航海に従事する船舶のうち国土交通省令で定める総トン数以上のものの船長(専ら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶(以下この項において「引かれ船等」という。))にあつては、船舶所有者、次項及び第五項において同じ。は、当該船舶に設置している前項に規定する設備(平成二十二年新法第十九条の二十五の国土交通省令で定めるものを除く。)の名称及び設置場所を記載した一覧表(第六項において単に「一覧表」という。)を当該船舶内(引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。次項において同じ。))に備え置き、又は掲示しておかなければならない。</p> <p>4 前項の船舶の船長は、オゾン層破壊物質記録簿を当該船舶内に備え付けなければならない。</p> <p>5 第三項の船舶の船長は、同項の設備の修理その他当該設備の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、オゾン層破壊物質記録簿への記載を行わなければならない。</p> <p>6 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は船舶所有者の事務所に立ち</p>

関する法律第十九条の四十六第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定 施行日
前の政令で定める日

三 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に
関する法律第六条第一項及び第七条第一項の
改正規定、同法第八条の次に二条を加える改
正規定(第六号に掲げる部分を除く)、同法

第九条第一項の改正規定(次号に掲げる部分
を除く)、同法第十九条の三十六の改正規定
(同条の表の上欄中「又は有害液体汚染防止緊
急措置手引書を「若しくは有害液体汚染防止
緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手
引書」に、「又は海洋汚染防止緊急措置手引
書」を「若しくは海洋汚染防止緊急措置手引
書又は船舶間貨物油積替作業手引書」に改め、
「という。が」の下に「それぞれ」を、「におい
て同じ。」の下に「又は第八条の二第二項」を
加える部分に限る)、同法第十九条の三十七

第一項の改正規定(「第七条の二第二項」の
下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部
分に限る)、同法第五十七号の改正規定、同
号の次に三号を加える改正規定(第六号に
掲げる部分を除く)、同法第五十八号第
二号の改正規定(「第八条第一項若しくは第
三項」の下に「第八号の二第七項」を加える部
分に限る)並びに同条第三号の次に一号を加
える改正規定並びに附則第四条の規定 平成
二十三年一月一日

四 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に
関する法律第五条の三に一項を加える改正規
定、同法第九条第一項の改正規定(第五条の

三及び)を「第五条の三第一項及び第二項並び
に」に改める部分に限る。)及び同法第五十七
条第一号の改正規定 公布の日から起算して
一年六月を超えない範囲内において政令で定
める日

五 附則第五条の規定 平成二十四年三月一日
六 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に
関する法律第八条の次に二条を加える改正規
定(第八条の三に係る部分に限る)、同法第
三十三号第二項の改正規定、同法第五十五号
第一項第一号の次に一号を加える改正規定及
び同法第五十七号第二号の次に三号を加える
改正規定(同条第二号の三及び第二号の四に
係る部分に限る) 平成二十四年四月一日
(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
の一部改正に伴う経過措置)

第二条 国土交通大臣又は船級協会(第一条の規
定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防
止に関する法律(以下「新法」という。))第十九条
の四十六第一項の規定による登録を受けた者を
いう。以下この条において同じ。は、施行日前
においても、新法第十九条の二十四の二第一項
の揮発性物質放出防止措置手引書(以下この条
において「揮発性物質放出防止措置手引書」とい
う。))について、新法第十九条の三十六又は第十
九条の四十六第二項に規定する検査に相当する
検査(以下この条において「相当検査」という。))
を行うことができる。

2 国土交通大臣が相当検査の結果当該揮発性物
質放出防止措置手引書について国土交通省令で
定める新法第十九条の二十四の二第二項に規定

する技術上の基準に相当する基準(第六項にお
いて「相当技術基準」という。)に適合すると認め
たときは、国土交通大臣は、揮発性物質放出防
止措置手引書に係る新法第十九条の三十七第一
項の海洋汚染等防止証書に相当する証書(以下
この条において「相当証書」という。)を交付しな
ければならない。

3 前項の規定により交付した相当証書は、その
交付後施行日までの間に国土交通省令で定める
事由が生じたときを除き、施行日以後は、揮発
性物質放出防止措置手引書に係る新法第十九条
の三十七第一項の規定により交付した海洋汚染
等防止証書とみなす。この場合において、当該
相当証書の有効期間の起算日は、前項の規定に
よりその交付をした日とする。

4 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政
法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二
条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独
立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して
政令で定めるものに限る。))を除く。は、実費を
勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国
に納付しなければならない。

一 国土交通大臣の行う相当検査を受けよう
とする者
二 相当証書の交付を受けようとする者(船級
協会が相当検査を行い、かつ、船級の登録を
した原油の輸送の用に供するタンカーに係る
相当証書の交付を受けようとする者に限る。))
三 相当証書の再交付又は書換えを受けよう
とする者

5 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてし

なければならない。ただし、行政手続等におけ
る情報通信の技術の利用に関する法律(平成十
四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定に
より同項に規定する電子情報処理組織を使用し
て前項各号の相当検査、交付又は再交付若しく
は書換えに係る申請をする場合には、国土交通
省令で定めるところにより、現金をもつてする
ことができる。

6 船級協会が相当検査を行い、かつ、船級の登
録をした原油の輸送の用に供するタンカーは、
当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該揮
発性物質放出防止措置手引書について相当検査
を行い、相当技術基準に適合すると認められたもの
とみなす。

7 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五
条の四十九第二項、第二十五条の五十一、第二
十五条の五十三、第二十五条の五十六、第二十
五条の五十七、第二十五条の三十四第四項及び第
二十五条の五十五の規定の準用に係る部分を除
く。)、第二十五条の五十八(第一項第一号、第
二号、第三号(第二十五条の五十四及び第二十五
条の五十二に係る部分に限る。))、第七号(第二
十五条の五十五に係る部分に限る。))及び第八号
並びに第二項第一号(第二十五条の五十八第一
項第一号及び第八号に係る部分に限る。))及び第
二号(第二十五条の五十七の規定により読み替
えて準用する第二十五条の三十四第四項及び第二
十五条の五十五に係る部分に限る。))に係る部分
を除く。)、第二十五条の五十九から第二十五条
の六十一まで及び第二十五条の六十二(第一号
から第三号までに係る部分を除く。))の規定は、

官 報 (号 外)

第一項の規定により船級協会が相当検査を行う場合について準用する。

8 偽りその他不正の行為により相当証書の交付を受けた者は、二百万円以下の罰金に処する。

9 日本の船級協会の役員又は職員が、相当検査に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

10 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

11 第九項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

12 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

13 第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

14 第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした船級協会(外国にある事務所において業務を行う者を除く。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

15 第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨

げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

16 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の刑を科する。

17 第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第七項において準用する同条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者(外国にある事務所において業務を行う者を除く。)は、二十万円以下の過料に処する。

第三条 新法第十九条の四十六第一項の登録を受けようとする者は、附則第一条第二号に定める日前においても、その申請を行うことができる。新法第十九条の四十六第三項において準用する新法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十一第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。

第四条 新法第八条の二の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間は、適用しない。

一 附則第一条第三号に定める日前に建造され又は建造に着手された船舶(次号に掲げる船舶を除く。) 同日以後最初に行われる新法第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等(船舶間貨物油積替作業手引書を除く。)につ

規定による定期検査若しくは中間検査(新法第十九条の四十六第二項の規定によりこれらの検査を行ったものとみなされる同項の検査を含む。)が開始される日又は附則第一条第六号に定める日のいずれか早い日

二 外国船舶 附則第一条第六号に定める日
第五条 新法第八条の三第一項の規定による通報は、同条の規定の例により、附則第一条第六号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第二条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第七条に規定する指定原動機については、同条の規定により指定した型式ごとに国土交通大臣が告示で定める日から起算して一年を経過する日以後最初に行われる当該指定原動機が設置されている船舶の新法第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等(当該指定原動機を除く。)についての同条の規定による定期検査(新法第十九条の四十六第二項の規定により当該検査を行ったものとみなされる同項の検査を含む。)が開始される日までの間は、新法第十九条の三から第十九条の九までの規定は、適用しない。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)
第七条 この法律の各改正規定の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続

その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。(罰則の適用に関する経過措置)
第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

理 由

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書I及び附属書VIの改正に対応するため、他のタンカーとの間におけるばら積み貨物油の積替えを行う一定のタンカーに船舶間貨物油積替作業手引書の作成及び備置き又は揭示、当該貨物油の積替えの際の事前通報等を義務付けるとともに、窒素酸化物の放出規制の対象となる原動機の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書I及び附属書VIの改正に対応するため、他のタンカーとの間にお

けるばら積み荷物の積替えを行う一定のタンカーに、船舶間貨物油積替作業手引書の作成及び備置き又は揭示、当該積替え(以下「船舶間貨物油積替え」という。)の際の事前通報等を義務付けるとともに、窒素酸化物の放出規制の対象となる原動機の範囲を拡大すること等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 船舶からの油の排出の規制

(一) 船舶から排出された油が滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域として政令で定める海域においては、重質油をばら積み荷物の積替え又は燃料油として積載した船舶を、船舶の安全確保又は人命救助のために必要な場合を除き、航行させてはならないこと。

(二) 船舶間貨物油積替えを行う一定のタンカーの船舶所有者に対して、船舶間貨物油積替作業手引書の備置き等を義務付けること。

(三) 日本国の内水、領海又は排他的経済水域において船舶間貨物油積替えを行うタンカーの船長に対して、海上保安庁長官への事前通報を義務付けるとともに、海上保安庁長官は、油の排出のおそれがある場合には、当該船舶間貨物油積替えを行う時期又は海域の変更等を命ずることができると。

2 船舶からの排出ガスの放出の規制

(一) 窒素酸化物又は硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等を行うために、国土交通大臣の承認を受けたものについては、放出規制の適用除外とするこ

と。また、窒素酸化物放出規制について、従来適用除外とされていた原動機の一部を適用対象とすること。

(二) 航行中に、進入しようとする海域に係る燃料油中の硫黄分濃度に関する基準に適合させるため、その使用する燃料油の変更をする船舶の船舶所有者に対して、燃料油変更作業手引書の備置き等を義務付けること。

(三) 原油の輸送の用に供するタンカーの船舶所有者に対して、揮発性物質放出防止措置手引書の備置き等を義務付けること。

(四) 国際航海に従事する一定の船舶の船舶所有者に対して、オゾン層破壊物質を含む設備の一覧表の備置き等を義務付けること。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十二年七月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅵの改正に対応するため、他のタンカーとの間におけるばら積み荷物の積替えを行う一定のタンカーに、船舶間貨物油積替作業手引書の作成及び備置き又は揭示、当該積替えの際の事前通報等を義務付けるとともに、窒素酸化物の放出規制の対象となる原動機の範囲を拡大すること等について定めようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二十二年四月二十七日

国土交通委員長 川内 博史
衆議院議長 横路 孝弘殿

明治二十五年三月十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五-八四四五
東京都港区虎ノ門一丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号一部
（本体）
一三三〇円
一三〇円（冊）